

芦別市都市計画マスタープラン

【令和5年度～令和24年度】

芦別市

目 次

序 章

都市計画マスタープラン策定の背景と目的	1
都市計画マスタープランの位置付け	2
まちづくりの基本的視点と将来都市像	3
都市計画マスタープランの基本的事項	4

第1章 全体構想

第1節 都市計画の基本姿勢	5
第2節 まちづくりの目標	6
第3節 まちづくりの基本方針	7
基本方針1 自然を活用した「星の降る里」づくり	8
基本方針2 歴史・文化を継承し未来へ向かう「あゆみの街道」づくり	10
基本方針3 身近な自然を楽しむ「健脚の道」づくり	12
基本方針4 まちなかの魅力を高める「3つの拠点」づくり	14
基本方針5 まちなかを歩きたくなる「うるおい・安心の道」づくり	16
基本方針6 多様に展開する「合宿の里」づくり	18
第4節 土地利用の方針	20
第5節 交通施設整備の方針	24
第6節 水と緑の整備方針	27
第7節 その他の都市施設等の整備方針	30
第8節 都市防災に関する基本方針	31

第2章 地域別構想

本町・旭・常磐地域	33
上芦別地域	36
西芦別・頼城地域	39

第3章 計画の実現に向けて

第1節 計画の実現に向けての仕組みづくり	42
第2節 計画の実現に向けての取り組み方針	44

資料編

1 SDGsとの関連性	45
2 計画策定の経過	45

序 章

都市計画マスタープラン策定の背景と目的

我が国の社会経済環境は大きく変わりつつあります。少子高齢化、国際化、高度情報化が著しく進展し、地球環境保全意識が高まり、物の豊かさから心の豊かさ、癒しが希求される時代となっています。

また、地方分権が推進されるなかで、情報公開及び説明責任を果たすとともに、行政が市民と一体となって、地域自らの意思で主体的に個性あるまちづくりを進めることが重要視されています。

都市計画においては、平成4年の都市計画法の改正により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「都市計画マスタープラン」という。）が制度化され、市町村が創意工夫のもとに市民の意見を反映させて、都市づくりの将来方向や地域別の都市計画の方針を総合的に定める計画として、都市計画区域を有する市町村で策定が義務付けられました。

さらには、平成12年の都市計画法の改正により、都道府県が定める都市計画区域毎の「芦別都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「区域マス」という。）が制度化され、市町村が定める地域に密着した都市計画と都道府県が定める広域的、根幹的な都市計画の二つの計画制度が用意されることになりました。

このため、都市計画区域全体の総合的な計画である「区域マス」と「都市計画マスタープラン」を反映して個別具体的な都市計画を行っていくことになり、平成15年に「芦別市都市計画マスタープラン」を策定し、概ね20年後の本市ならではの長期的な考え方を示すなかで、市民と行政の協働によるまちづくりを目指してきました。

その後、平成18年に今後の少子高齢化社会に対応し、都市の拡大成長から、既存ストックの有効活用と都市機能の集約促進等を目指した「コンパクトなまちづくり」の一層の推進を図ることを目的として、都市計画法と中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法（いわゆる「まちづくり三法」）の改正が行われ、令和元年には北海道が定める「区域マス」の見直しと、令和2年には上位計画である「芦別市総合計画」の改定が行われたところです。

以上のような経過を踏まえながら、現在の「芦別市都市計画マスタープラン」は令和5年を目標に取り組んできたところですが、新たに概ね20年後の令和24年を目標として、上位計画との整合性を図るための見直しが必要となりました。

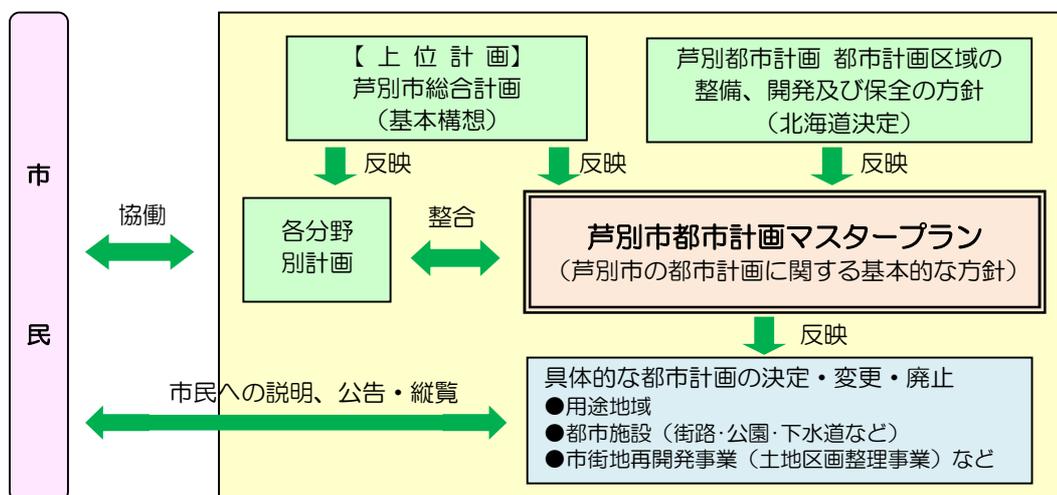


図 都市計画マスタープランの位置付け

都市計画マスタープランの位置付け

「芦別市都市計画マスタープラン」は、本市の計画体系の中では、「第6次芦別市総合計画」（令和2年4月施行、計画期間令和2～11年度）に基づく分野別計画の生活・環境の都市基盤に関連する個別計画として位置付けられます。

個別計画ですが、その分野だけにとどまるのではなく、基本的内容については連携・整合を図っていく必要があります。公共施設の配置や公共交通の確保、さらには景観面など、限られた資源（土地、財源）のなかで土地利用、交通、都市空間形成面での望ましい姿を検討する必要があります。

また、今後見直し等が予定されている個別計画については、「芦別市都市計画マスタープラン」や他の分野別計画に基づいて策定することになり、既に策定された計画については、「芦別市都市計画マスタープラン」に反映していきます。このような様々な計画の策定期間の時差については、その都度相互に調整し、必要に応じて見直していくことになります。

なお、都市計画法上の位置付けとして、都市計画マスタープランは、北海道の定める区域マスを反映して定めることとなります。

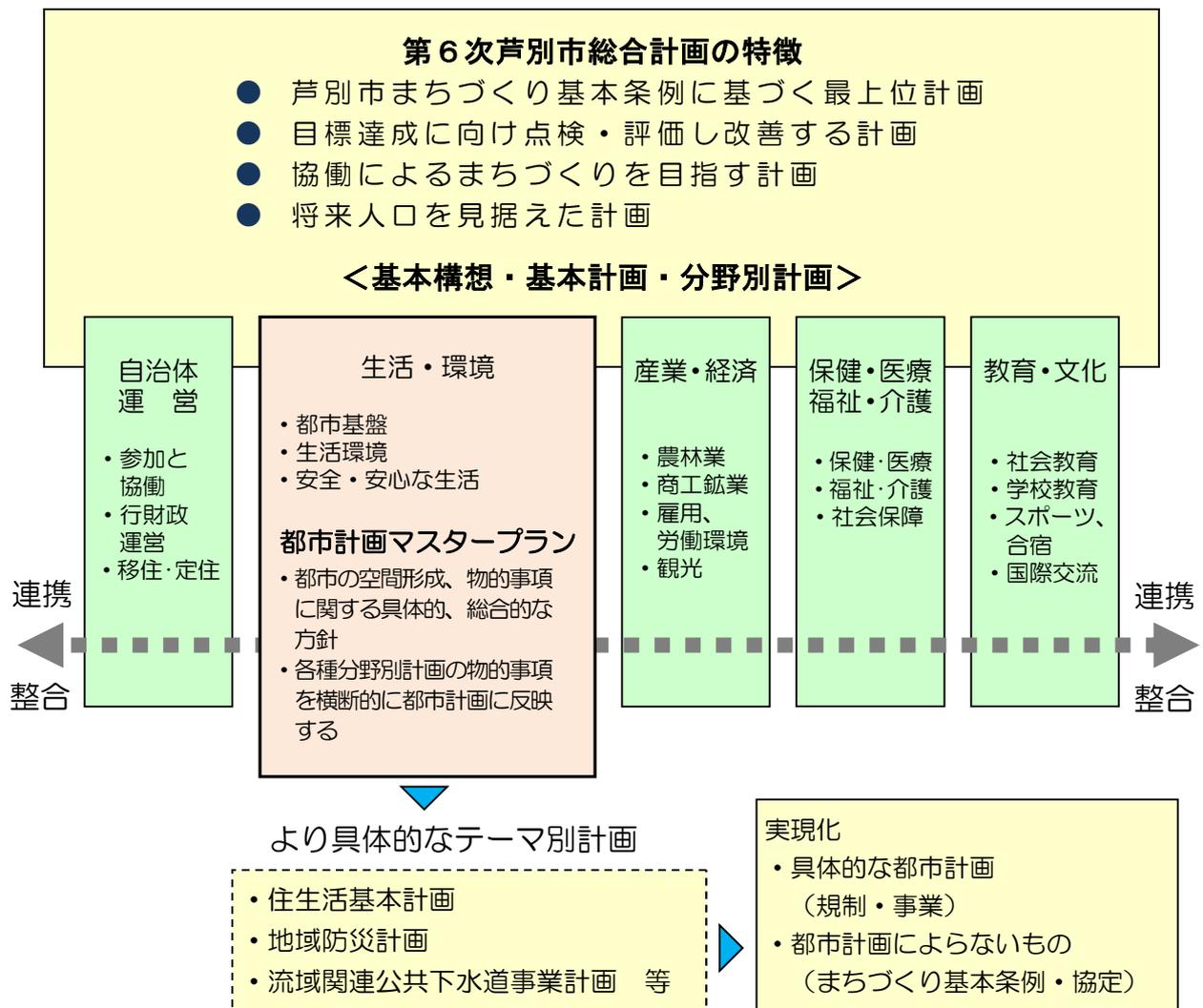


図 総合計画体系の中での都市計画マスタープランの位置付け

まちづくりの基本的視点と将来都市像

まちづくりの基本的視点と将来都市像については、「第6次芦別市総合計画」で定められている内容とします（下図参照＝総合計画より抜粋）。

「芦別市都市計画マスタープラン」では、これに基づき、より掘り下げた都市づくりの目標や方針を設定していくことになります。

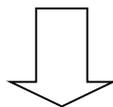
【第6次芦別市総合計画のまちづくりの基本方向】

- 「情報共有」と「市民参加と協働」による自主・自立を進めるまちづくり
- 将来を見据えた自治体経営による持続可能なまちづくり
- だれもが心豊かで安全・安心に暮らせるまちづくり
- 広域連携と多様な交流によるつながり合うまちづくり
- 持続可能な開発目標（SDGs）への対応を明確にしたまちづくり

【第6次芦別市総合計画が目指すまちの将来像】

目指すまちの将来像の実現に向けた5つの基本目標

自治体運営	市民とともに歩む協働のまち
生活・環境	豊かな自然と共生する安全・安心なまち
産業・経済	地域の資源や特性を活かした産業が伸展するまち
保健・医療・福祉・介護	ひとに優しい、ふれあいと温もりのあるまち
教育・文化	地域とともに、学ぶよろこびを実感できるまち



都市計画マスタープランの将来都市像

みんなで築く 豊かで住みよい 人と文化の輝くまち

都市計画マスタープランの基本的事項

(1) 計画期間

「芦別市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）にもとづき、都市計画の目標や基本方針を概ね 20 年後の令和 24 年を目指して策定することとします。

(2) 計画の見直し

令和 12 年度には、新たな「第 7 次芦別市総合計画」がスタートすることから、上位計画である総合計画と整合性を図るため、概ね 10 年後には計画の見直しを行います。

本市の都市計画の内容が大きく変化する、または北海道が定める区域マスが改定される場合には、整合を図るため必要に応じて見直すこととします。

(3) 本章の構成

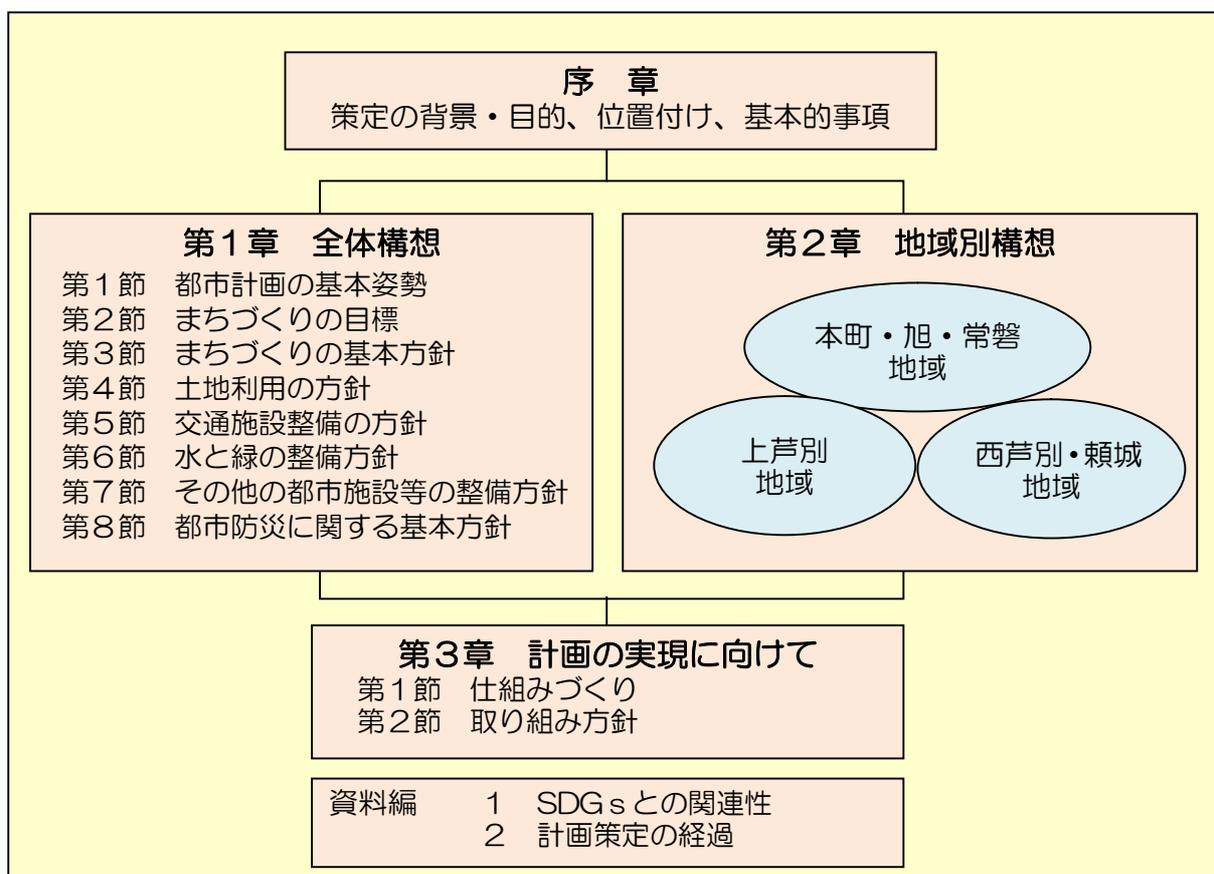
第 1 章では、都市全体のまちづくりの基本方針と部門別整備方針を示します。

第 2 章では、地域別によるきめ細かい都市計画の考え方と方針を示します。

第 3 章では、「芦別市都市計画マスタープラン」の実現に向けた仕組みや取り組み方針を示します。

(4) 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、本市の都市計画区域を基本とします。ただし、自然環境の保全や活用など関係する場所については必要に応じて加えることとします。



都市計画マスタープランの構成

第1章 全体構想

第1節 都市計画の基本姿勢

- 地元の人たちによる、地元の人たちのための都市計画を基軸とします。
- 地元にあるものを活かし、住み良いまちを目指す都市計画を基本とします。

○ 地元の人のための都市計画

かつての都市計画は、人口の増加や都市の拡大を前提としており、消極的な考え方は持ち合わせていませんでしたが、少子高齢化等による社会経済状況の変化を背景に、コンパクトなまちづくりや既存施設の有効活用など都市の拡大を前提としない、それぞれの地域事情に合わせた都市計画が求められています。

本市においても、人口の増加は望むことができず、「第6次芦別市総合計画」では社人研の推計人口を下回らないことを目標としていることから、既存ストックを有効活用したコンパクトなまちづくりを進め、良好な住環境を維持していくことが重要となります。

また、本市が有する雄大な自然を活かしたまちの楽しみ方やライフスタイルを確立し、市民の豊かな生活を確保するとともに、市外からの移住・定住の推進を図ります。

○ 住み良いまちを目指す都市計画

これまで、様々な住民ニーズに合わせ、良好な住環境を目指し、都市施設の整備を実施してきたところですが、現在は、街路、公園、下水道等の計画された都市施設の整備は、概ね完了しています。

今後は、既存の都市施設の長寿命化を図るため、適切な維持管理を行うとともに、周辺環境や利用状況に応じた都市計画の見直しが重要となります。

公共施設等については、老朽化による建替えや改良が想定されることから、利用者の利便性を考慮し、施設機能の集約や建物の統廃合が必要となります。

また、将来的には更なる人口減少、少子高齢化が見込まれることから、一定程度の人口密度を保ち良好な住環境を維持するために、コンパクトなまちづくりや地域をつなぐ公共交通の確保が求められます。

このようなことから、将来人口を見据えた長期的な視点に立ち、限られた財源を有効的に活用するため、それぞれの役割のなかで情報を共有しながら、市民との協働によって住み良いまちづくりを進めることとします。

第2節 まちづくりの目標

- 豊かな自然の保全と活用を目指します。
- 都市の記憶の継承と展開を目指します。
- 芦別のイメージ強化を目指します。
- 市民が安心して住み続けられる利便性の高い住環境づくりを目指します。

○ 自然の保全と活用

本市は、市域の約9割が森林で、周囲が緑深い山や丘陵に囲まれており、空知川や芦別川が流れ、自然を生かした公園や景勝地が数多くあります。

今後も、このような奥行きのある様々な地域資源を保全していくとともに、自然を楽しむスポットとしてアピールしながら、癒しの空間づくりを進めていきます。

○ 記憶の継承と展開

本市は、石炭産業の隆盛を経て、昭和40年代には芦別レジャーランド（現在の宗教法人天徳育成会天徳館）、平成に入ってカナディアンワールドがオープン（現在は民間に貸与）しましたが、これらも衰退し、現在は合宿の里として、学生の合宿をはじめ、全日本バレーボールチームのホームタウン合宿やプロ野球OBによるベースボールサマーキャンプなど、交流人口の拡大に向けた取り組みが行われてきました。

このように、炭鉱の閉山なども含めて、都市は先人たちの営みが積み重なってできており、今後のまちづくりにおいても、都市の記憶を忘れることなく継承し、特に歴史上において重要な位置を占める炭鉱遺産の保護に努めるとともに、これらを活用して交流人口の向上を図るため新たな展開を目指します。

○ 芦別のイメージを強化

本市は、「星の降る里」にちなんで星や星空を資源として活用する事業が展開され、現在は、スターウォッチングや星のソムリエの認定など芦別ならではのイベントや取り組みが行われています。

また、「合宿の里」としても令和3年に宿泊交流センターを増設し、スポーツに限らず、教育・文化団体などの利用もあるところです。

今後も地域資源を効果的に活用するとともに、多様な展開をより一層推進し、芦別のイメージ強化を図ります。

○ 市民が安心して住み続けられる利便性の高い住環境づくり

少子高齢化や人口減少の進行、低炭素社会の観点から、都市施設の統廃合や中心市街地への人口誘導によるコンパクトなまちづくりが求められています。

今後の都市計画区域内においては、未利用地や空き地などの有効活用をはじめ、子どもからお年寄りまで誰もが安心して利用することができる道路、公園、住宅などの見直しを含めた施設整備を進め、冬期間の除排雪や公共交通の確保により、世代ごとの暮らし方やサービス需要などに応えられる住環境の充実を図ります。

第3節 まちづくりの基本方針

まちづくりの基本方針として、次の6つの基本方針を定めます。

基本方針1：自然を活用した「星の降る里」づくり

- 本市の自然環境を楽しむ観光スポットのアピールや星空を楽しむビューポイントを設定・整備することで、星の降る里芦別を満喫できる仕掛けづくりをします。

基本方針2：歴史・文化を継承し未来へ向かう「あゆみの街道」づくり

- 西芦別・頼城地域から油谷地域まで、芦別の歴史を重ねる国道452号沿いの主要な地域ごとに、歴史的に意味のある建物や場の保存・再生を図りながら、新たな展開・再生方向を目指していきます。

基本方針3：身近な自然を楽しむ「健脚の道」づくり

- 市街地に近接している旭ヶ丘公園、旭町生活環境保全林及び上金剛山といった身近な自然を散策するための、環境整備を進めていきます。

基本方針4：まちなかの魅力を高める「3つの拠点」づくり

- 芦別駅周辺、道の駅周辺及び市立病院周辺の3拠点において、公共施設や商業施設などの都市機能の充実を図っていきます。

基本方針5：まちなかを歩きたくなる「うるおい・安心の道」づくり

- 市街地のまわりに広がる豊かな自然と呼应して、まちなかに花と緑を充実させていくとともに、芦別駅から主要な公共施設までの道路の無電柱によるバリアフリー化を進めていきます。

基本方針6：多様に展開する「合宿の里」づくり

- 「合宿」の概念を拡げて、スポーツに限らず、教育文化、体験交流なども含めた多様な分野への展開を推進し、交流人口の増加を図るほか、官民一体となって、市内における経済効果への取組も推進していきます。

基本方針1：自然を活用した「星の降る里」づくり

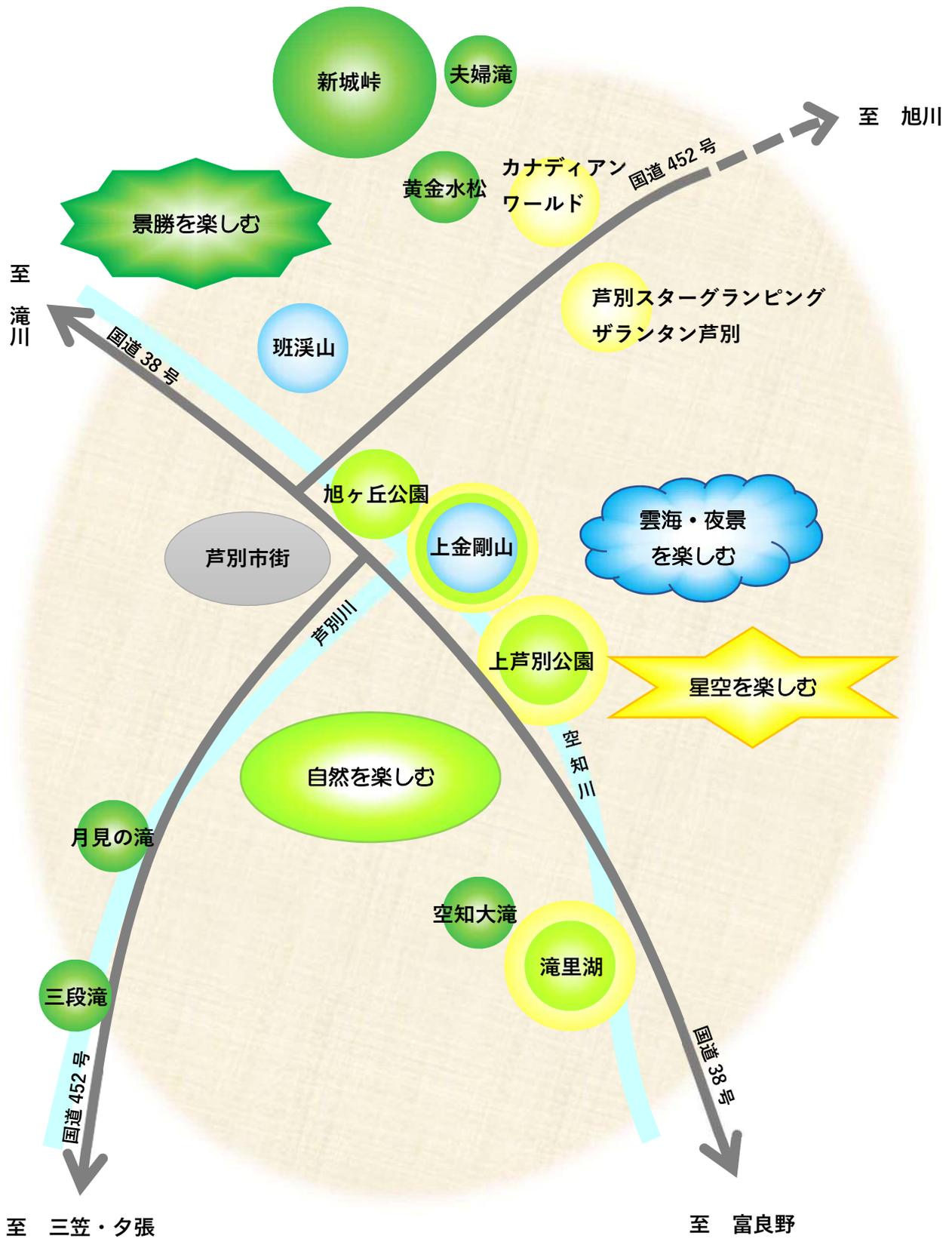
本市は、市域の約9割が森林であり、雄大な自然にあふれたまちです。第6次芦別市総合計画策定基礎調査として行われた「芦別市まちづくり市民アンケート」においても、今後のまちづくりで重視すべきキーワードは「豊かな自然」が最も多く、本市の大自然を生かしたまちづくりが望まれています。

昭和59年には「星の降る里」を宣言し、昭和63年には環境省（当時環境庁）から「星空の街」に認定されたこともあり、市内外問わず芦別といえば「星の降る里」のイメージが定着しています。

本市の自然を楽しむ観光スポットは、家族で楽しめる旭ヶ丘公園や上芦別公園、市内を一望でき、雲海や夜景も楽しむことができる上金剛山、紅葉や田園丘陵風景など景色を楽しむ三段滝や新城峠など多岐にわたり、この観光資源をアピールし、芦別を満喫するための情報提供等の充実を図ります。

楽しみ方	場 所	アピールポイント
①自然を楽しむ	<ul style="list-style-type: none"> 旭ヶ丘公園 上金剛山 上芦別公園 滝里湖 	<ul style="list-style-type: none"> サル山のほか小動物と触れ合える 桜の名所（夜桜ライトアップ） 焼き肉を楽しめるキラキラハウス 木々に囲まれた散策路 テントを張れる広場 オートキャンプ場（コテージもある） 水上スポーツを楽しめる
②雲海・夜景を楽しむ	<ul style="list-style-type: none"> 上金剛山 班溪山 	<ul style="list-style-type: none"> 市内を一望できる展望台
③景勝を楽しむ	<ul style="list-style-type: none"> 三段滝、夫婦滝 空知大滝、月見の滝 新城峠 黄金水松 	<ul style="list-style-type: none"> 雄大な滝や紅葉 岩の自然洗掘による甌穴群 一面に広がる田園・丘陵風景 推定樹齢1700年のイチイの木
④星空を楽しむ	<ul style="list-style-type: none"> 上金剛山 滝里湖、上芦別公園、 芦別スターグランピング ザラントアン芦別 カナディアンワールド周辺 	<ul style="list-style-type: none"> 眼下に広がる夜景と満天の星空の二刀流 キャンプをしながら家族や仲間と楽しむ

自然を活用した観光スポット



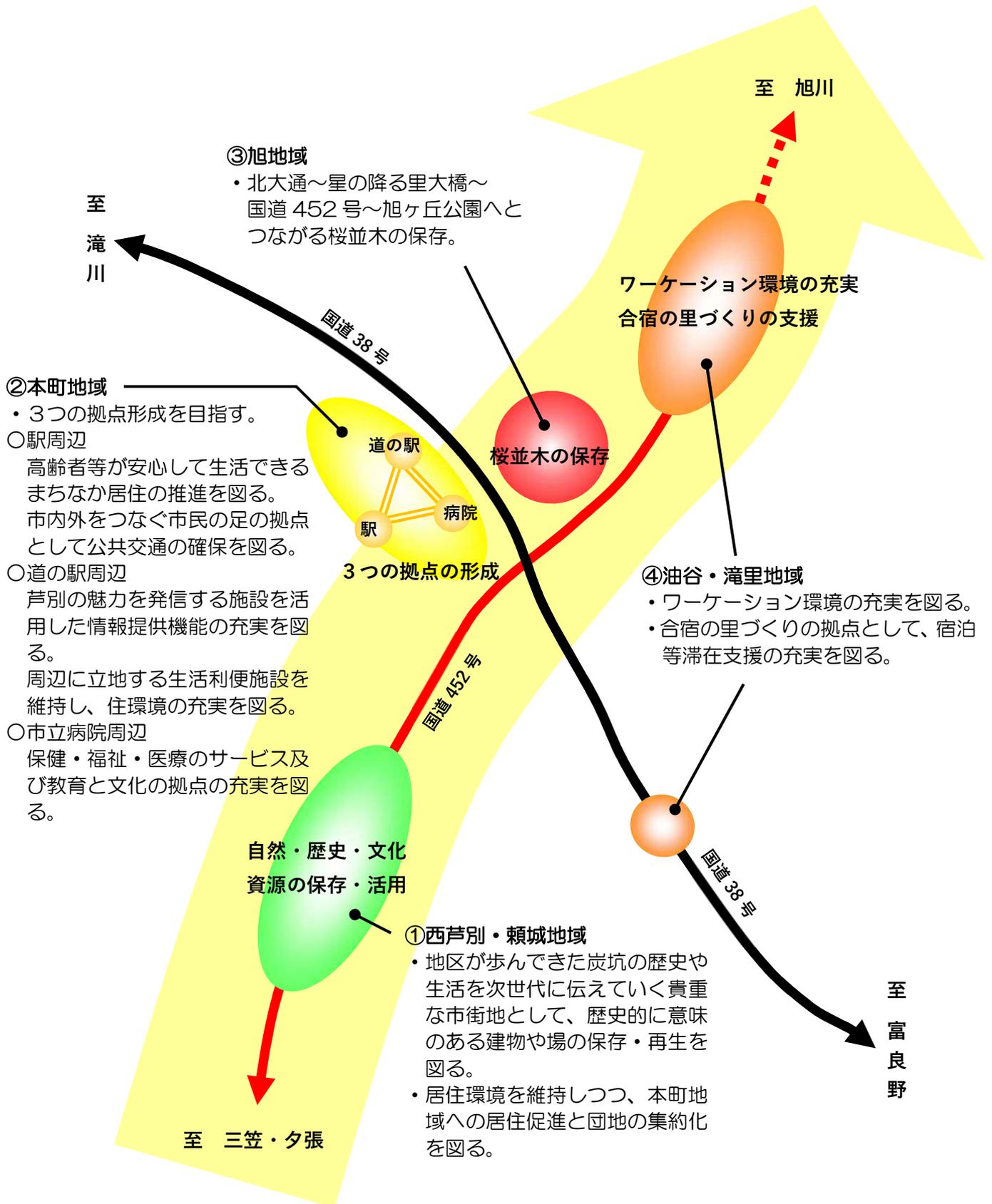
基本方針2：歴史・文化を継承し未来へ向かう「あゆみの街道」づくり

自然や炭鉱で栄えた文化をはじめ、これまでの都市づくりの歴史を次の世代に引き継ぎ、地域資源を保存し、ワーケーション環境などの新しい展開に向けた環境整備を市民との協働により進めていきます。

また、周辺環境や地域の実態に応じた土地利用を展開してきます。

場所	これまでの状況	今後の展開
①西芦別 頼城 地域	<ul style="list-style-type: none"> 炭鉱閉山により人口激減 令和2国調、頼城地域 152人（東頼城・頼城・緑泉）、西芦別地域 238人（西芦別、中の丘） 「旧三井芦別鉄道炭山川橋梁」「旧頼城小学校（星槎大学）校舎及び体育館」が日本遺産に認定された炭鉄港の構成文化財に認定 	<ul style="list-style-type: none"> 自然・歴史・文化資源の保存・活用 現入居者の居住環境を維持しつつ、本町地域への移住促進と団地の集約化
②本町 地域	<ul style="list-style-type: none"> 昭和30年代をピークに人口流出や経済状況の低迷により商店減少、空店舗化 令和2国調、本町地域 7,853人 交通連結拠点として整備された駅前広場 公共施設の耐震化 	⇒基本方針4（まちなかの魅力を高める「3つの拠点」づくり）参照
③旭 地域	<ul style="list-style-type: none"> 国道452号と国道38号芦別バイパスの桜並木 グループホームあさひ開設 ライフステージホテル天都が宗教法人天徳育成会天徳館に変更 	<ul style="list-style-type: none"> 市民との協働による周辺の環境保全（桜並木の保存）
④油谷 滝里 地域	<ul style="list-style-type: none"> スターライトホテル、星遊館を改修し、おふるcaféを開設 芦別スターグランピング、ザランタン芦別の開設 カナディアンワールドを民間に貸与 滝里湖オートキャンプ場 	<ul style="list-style-type: none"> 合宿の里づくりの支援 ワーケーション環境の充実

「あゆみの街道」ルート



基本方針3：身近な自然を楽しむ「健脚の道」づくり

本市は、昭和52年1月1日に健康都市宣言を行ってから現在まで各種保健事業が実施されるとともに、保健・医療・福祉の連携が強化され、スポーツ施設の充実も図られています。

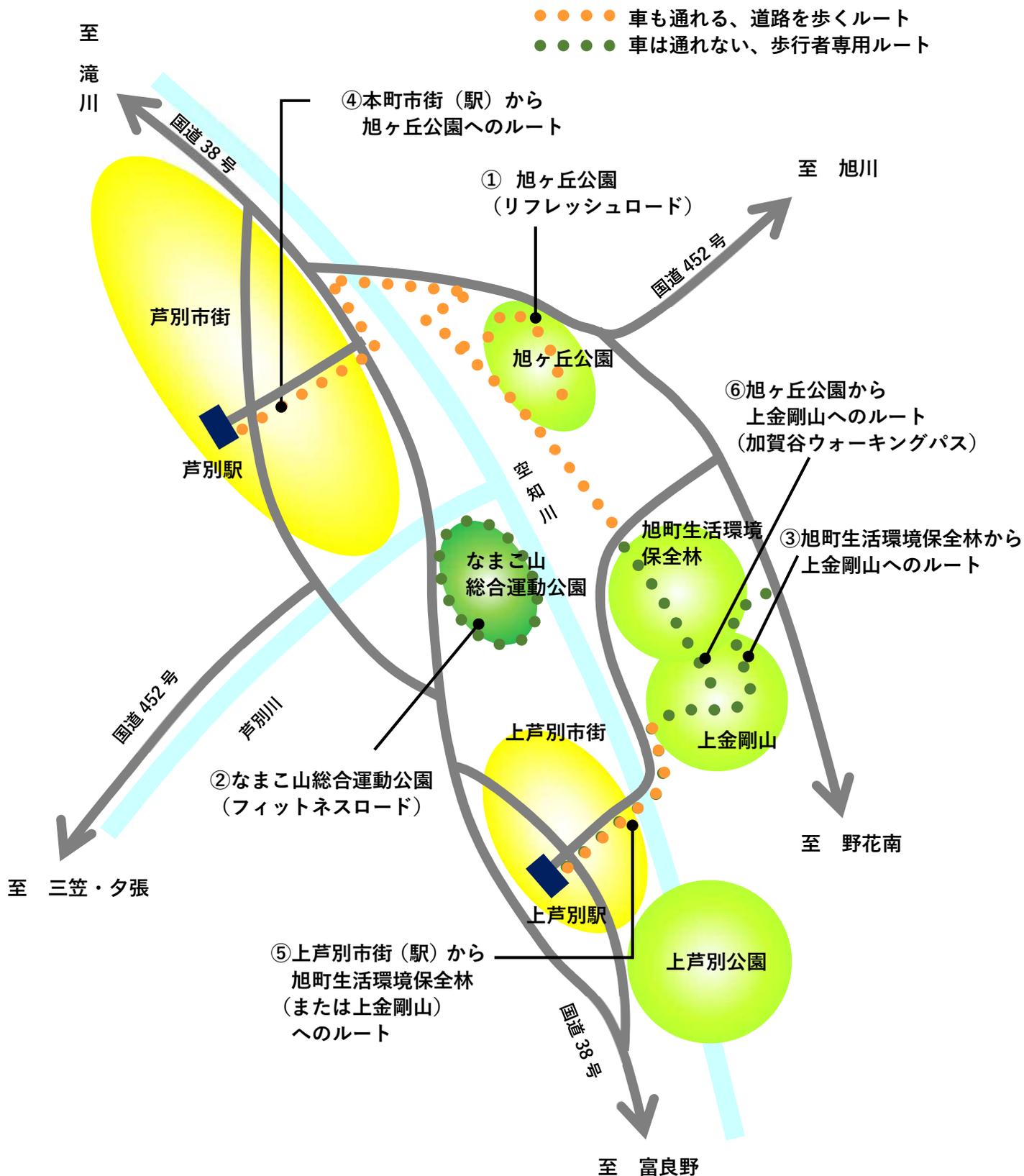
これまでも平成23年9月には、北海道と北海道健康づくり財団が認定する身近で気軽に楽しく健康づくりを行うためのウォーキングロード（すこやかロード）に、「旭ヶ丘公園リフレッシュロード（1.5km）」と「なまこ山総合運動公園フィットネスロード（2.7km）」が認定され、平成24年5月には、コースに案内板を設置してきたところです。

令和元年には、旭町生活環境保全林から上金剛山山頂への散策路として、「加賀谷ウォーキングパス（1.3km）」を整備し、令和3年には上金剛山山頂に休息機能を備えた展望施設に更新されたところです。

今後も、身近な自然を楽しみながら気軽に楽しく健康づくりを行える「健脚の道」づくりを進めていきます。

健脚ルート	楽しみ方の例	距離
① 旭ヶ丘公園 （リフレッシュロード）	・鳥のさえずりや森林浴をしながら歩くお手軽コース	1周 1.5km
②なまこ山総合運動公園 （フィットネスロード）	・なまこ山総合運動公園の外周をウォーキング、冬には歩くスキーも楽しめるコース	1周 2.7km
③旭町生活環境保全林 ～上金剛山	・駐車場に車を止めて林を歩き、山頂の展望台で休憩できるコース	往復約 3.0km
④本町市街（駅） ～旭ヶ丘公園	・健康と体力づくりのためウォーキングコース	往復約 6.2km
⑤上芦別市街（駅） ～旭町生活環境保全林 （または上金剛山）	・市道と林道を歩く散策コース	往復約 6.0km
⑥旭ヶ丘公園 ～上金剛山	・旭ヶ丘公園からまちなみを眺望しながら林道を歩き、加賀谷ウォーキングパスから山頂へ登るコース	往復約 10.0km

「健脚の道」 散策ルート



基本方針4：まちなかの魅力を高める「3つの拠点」づくり

国道38号のバイパス化に伴い、「道の駅周辺」では沿道サービス・商業機能の集積が進んでいる一方で、「駅周辺の中心市街地」は、ますます厳しい状況になりつつあります。そのような中で駅周辺では、まちなか居住を目的とした団地が建設され、さらには駅前広場も交通連結拠点として整備されたことで、にぎわいの回復・再生に向けた取り組みが進んでいます。

駅周辺の中心市街地については、芦別駅前広場が交通連結拠点として整備されていることから、市内外から人々が集まる場として、駅前商店街と連結し、空き地、空き店舗を有効活用した商店街の活性化を図ります。また、高齢者等が安心して生活できる福祉機能をそなえたまちなか居住を推進します。

道の駅周辺については、本市の玄関口である道の駅には、観光案内所、特産品等の販売所、農畜産物直売所等があることから、芦別の魅力の発信拠点とします。また、周辺には商業施設が集積しているため、市民の生活利便施設を維持し、住環境の充実も図ります。

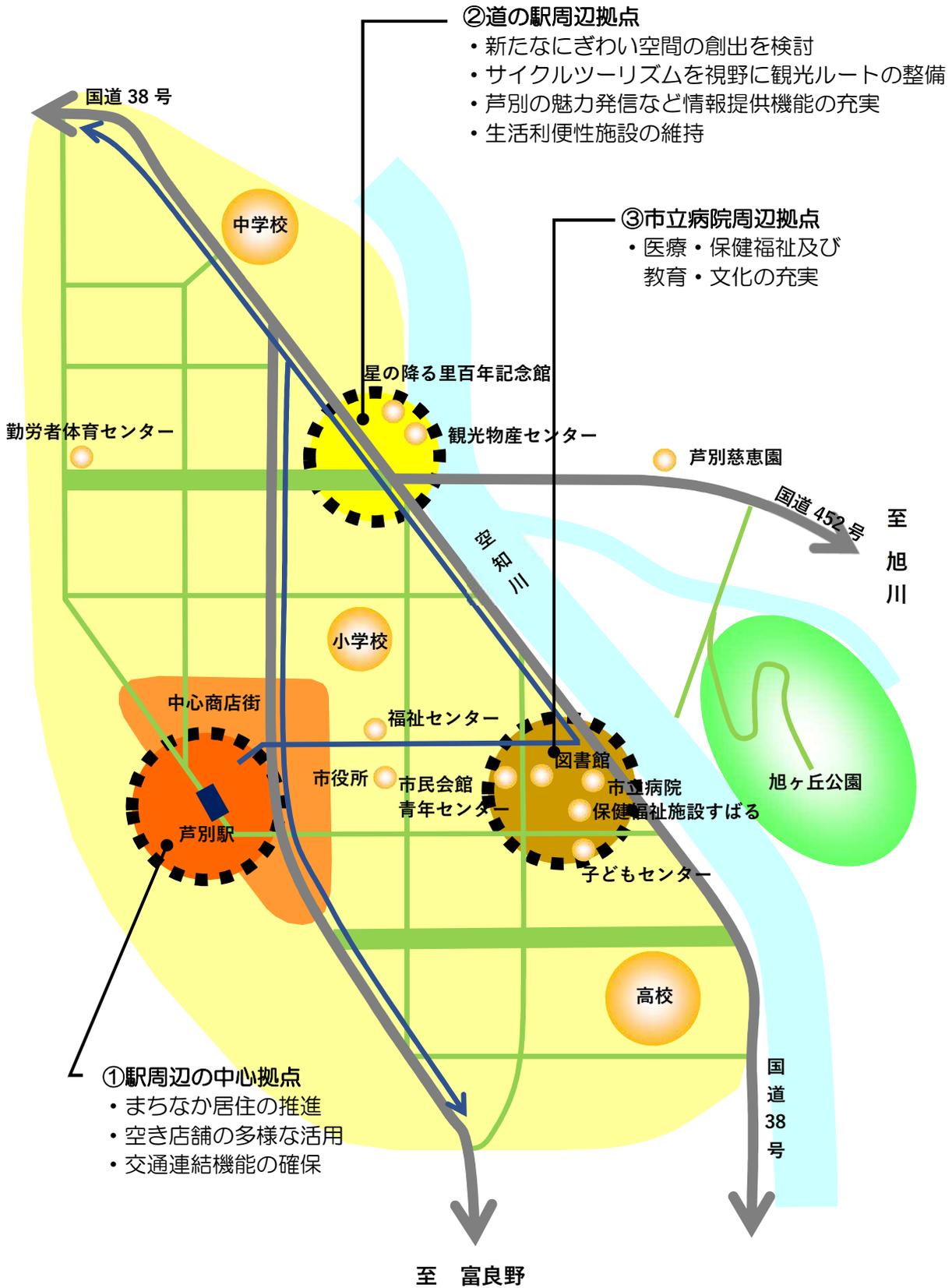
市立病院周辺については、保健福祉施設すばる、さらに保育園・児童センター・子育て支援センターなどを併設した子どもセンターがあり、子育てや福祉機能が充実しています。

このように、今後活性化が期待できる地区、低迷している中で再生を目指している地区、施設を計画的に集積立地させて市民サービスの向上を図ろうとしている地区など、特徴は異なりますが、本町市街地では大きく3つの拠点が形成しています。

今後は、都市機能を分散化させるのではなく、上記3つの地区において重点的に市民や市外の方々へのサービス拠点としての効率的な強化を目指します。

拠点名	今後の展開（機能強化方針）
① 駅周辺の中心拠点	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等が安心して生活できる福祉機能をそなえたまちなか居住の推進、及びそれを支える環境整備を図る。 空き地、空き店舗の有効活用を図るとともに、店舗や居住の誘導を進め、賑わいのある土地利用を図る。 芦別駅前広場は、交通連結拠点として整備されているため、市内外をつなぐ市民の足として今後も公共交通の確保を図る。
② 道の駅周辺拠点	<ul style="list-style-type: none"> 道の駅と北大通について市民と観光客等が交流する新たなにぎわい空間の創出を検討する。 道の駅から続く旭ヶ丘公園、スターライトホテルまでの国道452号を、観光ルートとして、サイクルツーリズムを視野に入れた整備をする。 観光案内所、特産品等の販売所、農畜産物直売所、地元食材を生かした料理を提供するレストランなど芦別の魅力を発信する施設を活用した情報提供機能の充実を図る。 道の駅周辺に立地する生活利便施設を維持し、住環境の充実を図る。
③ 市立病院周辺拠点	<ul style="list-style-type: none"> 本市の医療・福祉のサービス及び教育と文化の拠点として充実を図る。

魅力を高める「3つの拠点」



基本方針5：まちなかを歩きたくなる「うるおい・安心の道」づくり

本市の街路には、季節ごとに姿を変え、見る者を楽しませる街路樹があります。春には、北大通から星の降る里大橋、旭ヶ丘公園まで続く桜並木が整備されており、ピンク色のきれいな花が咲き誇ります。秋には、みやもと通やあさひ通などのイチョウが紅葉し秋を彩ります。

また、市が町内会、商店街、学校等と連携した「花いっぱい運動」により、南北に走る街路はオレンジ、東西に走る街路は黄色のマリーゴールドが植栽され、統一感のある花に彩られた街路になります。

「花いっぱい運動」では、市民と行政の協働により、植樹樹に花を植栽するだけでなく、草取り等も行われ、より美しい道路景観が保たれています。

基本方針4で述べたまちなかの3拠点は、多くの人々が行き来することを目指しており、面的なバリアフリー化や公共交通機関による移動に必要なネットワークの確保が望まれます。

このことから、芦別駅から市立病院までの道路については、無電柱によるバリアフリー化による安全安心な道路整備を進めるほか、キラキラバスの効率的な運行ルートを検討を進めます。

項 目		整 備 方 向
①うるおいの並木道づくり		・国道38号バイパスと北大通から星の降る里大橋、旭ヶ丘公園まで続く桜並木や地区ごとに個性ある並木道を保存するとともに、植樹樹の管理を引き続き、市民と行政の協働により進める。
②バリアフリー化	面的	・駅周辺や市立病院周辺の保健・医療・福祉拠点一帯、及び道の駅周辺を面的なバリアフリー空間として、歩行者に配慮した施設整備を進める。
	線的	・駅から市役所を通り、市立病院までの道路の無電柱によるバリアフリー化により、安全性と利便性を図る。
③公共交通機関ネットワーク		・駅、市立病院、道の駅の3つの拠点へのアクセス性を更に向上させるためキラキラバスの運行ルートの設定を検討する。
④除排雪		・お年寄りや障がいのある方等、除雪を自ら行うのが困難な世帯に対する門口除雪を引き続き支援する。 ・冬期間の安全・安心な道路環境を維持するため、除排雪体制の強化を図る。

まちなか「うるおい・安心の道」



基本方針6：多様に展開する「合宿の里」づくり

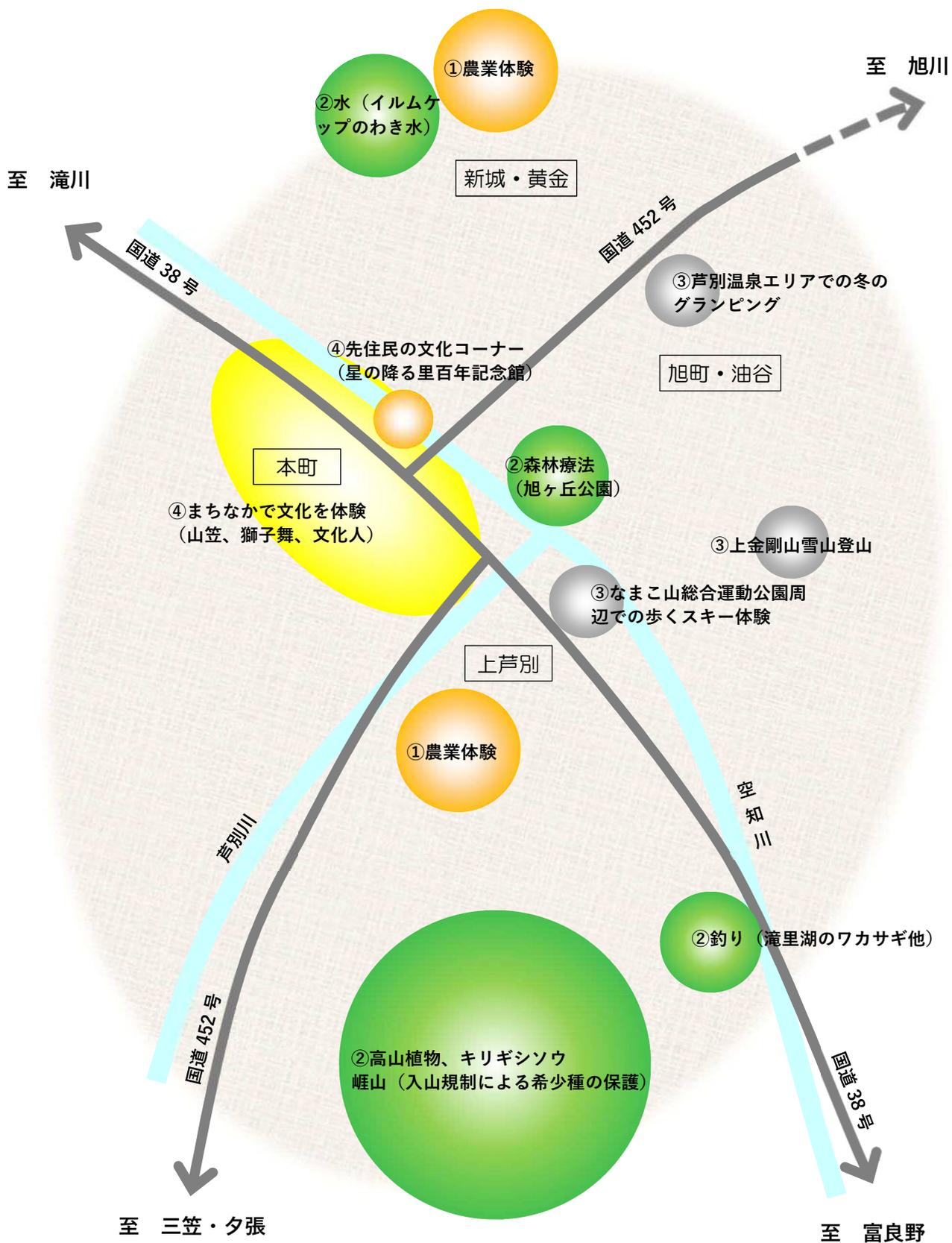
本市は、全日本女子バレーボールチームのホームタウン合宿地となったことなどを契機として、平成11年8月に「芦別市合宿の里」基本構想を定め、早くも20年以上が経過しています。スポーツ合宿による交流人口の増加によって地域の活性化を目指すものですが、その理念は、単にスポーツ合宿のみではなく、芸術・文化活動などを実施している団体等の誘致・受入れも視野に入れ、合宿を通じて幅広く市民が継続的に関わることのできる「合宿の里」づくりにあります。これまで、充実した合宿環境の提供により、道内外からの合宿を受け入れ、「JT男女バレーボールチーム」の合宿やプロバスケットリーグの「レバンガ北海道」の公式戦も開催されています。

現在は、スポーツ合宿だけではなく、多岐にわたっていることから、今後はさらに「合宿」の概念を拡げて、「体験交流」も含めた展開を目指し、多様な側面から合宿の里づくりを進めます。

今後も夢と感動を与えられるレベルの高いスポーツの観戦を提供するほか、様々な体験が交流人口の増加にもつながることから、大会の開催誘致や各種体験ツアーの推進に努めていきます。

体験ジャンル	体験メニュー	市民が楽しむ関わりや新たな取り組み等
①農を体験する	<ul style="list-style-type: none"> 農業体験（市内農園でのさくらんぼやブルーベリー等の収穫他） 	<ul style="list-style-type: none"> 合宿（交流）の里体験メニューガイドブックの作成 総合学習の一環として親子、学校（市内外の交流も）が関わり体験
②本物の自然を体験する	<ul style="list-style-type: none"> 森、高山植物（岨山） 釣り（滝里湖のワカサギ他） 水（イルムケップのわき水） 森林療法 	<ul style="list-style-type: none"> 本市の自然を紹介するコーナーの設置（道の駅） 木々の中を散策し、心も身体も健康にリフレッシュ
③冬を体験する	<ul style="list-style-type: none"> 芦別温泉エリアでの冬のグランピング なまこ山総合運動公園周辺での歩くスキー体験 上金剛山の雪山登山 	
④文化を体験する	<ul style="list-style-type: none"> 作家、画家、書家など文化人の特別指導 山笠、獅子舞、岨山を守るためのモニター登山 百年記念館 	<ul style="list-style-type: none"> 市民発表会 先住民の文化コーナー

多様な体験を活かす「合宿の里」



第4節 土地利用の方針

- 住居系用途地域の拡大を行わない市街地の設定を基本とします。
- 市街地内の充実を図ります。
(①まちなか居住の推進、②中心商店街と郊外の共存、③テーマ性のある工業団地形成)
- 市街地外の白地地域は原則保全します。

○ 住居系用途地域の拡大を行わない市街地（用途地域）の設定

本市の都市計画区域は2,398ha（昭和43年区域変更）あり、このうち、道路・公園等の都市基盤が優先的に整備される用途地域は692.9ha（平成6年変更、平成22年一部変更、平成27年一部変更）となっています。その内訳は住居系が460haと全体の66%を占めており、商業系が37.9ha（全体の6%）、工業系が195ha（全体の28%）となっています。

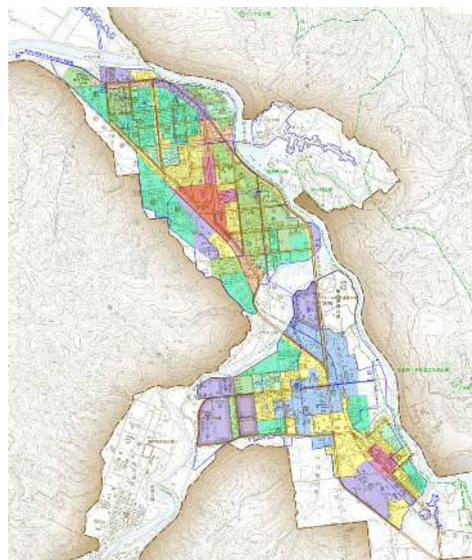
本市は、炭鉱の閉山や少子化等を背景として人口が減少し、令和2年の国勢調査では、12,555人となり、1km²当たりの人口密度は北海道66.6人に対し本市は14.5人となりました。都市計画区域内の人口は11,608人で総人口の92.5%を占め用途地域内人口は10,288人で都市計画区域内人口の88.6%を占めています。

平成30年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の市区町村別将来推計人口」によると、本市の人口は年々減少を続け、令和12年度には9,328人と推計されています。「第6次芦別市総合計画」では、社人研の推計人口9,328人を下回らないことを目標としました。

人口の減少とともに、未利用地や空き家等が増加し都市のスポンジ化が想定されることから、市街地の拡大を抑制するとともに、都市をとりまく環境の変化に対応した安全で快適な都市生活を充実し、様々な機能を集約した「コンパクトなまちづくり」の構築、さらには地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換が求められています。

近年は事業者による太陽光発電施設が市内各地域に設置されていますが、「芦別市自然環境、景観と太陽光発電施設の設置との調和に関するガイドライン」により、住居系用途地域への設置を抑制し市民の安全安心な生活環境の確保と街並みの景観との調和を図ります。

このことから、用途地域の指定については、人口動態や都市機能施設の立地状況を勘案し、用途地域の見直しを検討するとともに将来市街地の設定においては、今後急激な経済活動の発展や人口の大幅な増加が困難な状況であること、また、依然として用途地域内に点在する空き地があることを踏まえ、住居系用途地域の拡大を原則行わず、現行用途地域内の土地利用の充実を図ります。



芦別市用途地域図

○ 内部充実を図る市街地（用途地域）内の土地利用方針

① まちなか居住を推進する住居系の土地利用方針

本市の住居系市街地は、土地区画整理事業や街路事業・公園事業・下水道事業などのインフラ整備により、計画的な市街地整備が行われ、一定の施設整備水準に達し良好な住環境を有しています。今後も、これらの良好な市街地を維持するため、適切な維持管理に努め市民が安心して暮らせる住環境を保ちます。

また、既存の都市機能施設についても、適切な維持管理を行うとともに市街地外への立地を抑制し、生活の利便性の向上を目指します。さらに、中心部の都市機能の維持及び既存ストックの有効活用により、都市機能を市街地にまとめる「コンパクトなまちづくり」を進めながら低炭素型都市構造への転換を目指します。

住宅需要への対応については、現行用途地域内の空き地の活用と「芦別市空き家・空き地情報バンク」を活用して空き家等の情報を提供するなど、まちなかへの移住・定住を推進します。

公営住宅については、「芦別市住生活基本計画」に基づき、まちの中心である本町地域での優良ストックの集積を進めるとともに、郊外地域での老朽ストックの集約と廃止により、将来に向けた管理戸数の縮減を図ります。

高齢者のための住宅地づくりは、民間により「ケアハウスあしべつ」やまちなか居住を目的とした「道営住宅芦別ふれあい団地」やサービス付高齢者住宅「さくらハイツ」が既に建設されています。

今後は、身体機能の低下等による行動範囲の限定や、一人暮らしによる生活への不安等を解消するために、商業施設等の生活利便施設が立地し、買い物等を通して人と人とのふれあいが楽しめる中心市街地において積極的に配置することが必要であり、高齢者が安心して暮らせる団地などの需要があると考えられます。



建設予定のことぶき団地

また、子育て世代への住宅づくりは、旧緑ヶ丘小学校跡地に「道営住宅であえる緑幸団地」が建設され、隣接して整備された集会所では、子育てに関する様々な事業が展開されています。

これらの多様な住宅ニーズに応じた住宅地の配置においては、それぞれのニーズの特性・望む生活環境に留意しながら、適正に配置することとします。また、市立病院周辺は、今後とも保健・医療・福祉サービス及び教育と文化の拠点として機能の充実を図っていきます。

今後、公営住宅の集約や、学校の統廃合等により大規模な土地が未利用地となることから、市民とともに活用方法について検討していきます。

② 中心市街地の活性化と沿道型店舗との共存を目指す商業系の土地利用方針

本市の商業施設は、市民の自動車利用中心の生活様式を背景として、道の駅周辺に沿道型店舗の立地が進んだ一方、古くより商店街が形成されていた駅周辺の商業地は、経営者の高齢化や後継者不足が深刻な問題となっていることから、空き店舗が増加し商店街の活気が失われつつあります。

駅前広場の整備により公共交通の連結拠点となっていることから、商店街が一体となって、利便性を生かしながら魅力ある商業環境を創出するとともに、空き地空き店舗を有効活用した商店街の活性化に努めます。

道の駅は、観光案内所、特産品等の販売所があることから芦別の魅力の発信拠点として維持、整備を図ります。

③ テーマ性のある工業系の土地利用方針

本市の工業施設は、西芦別・頼城地域の炭鉱を中心として企業が集積していましたが、炭鉱閉山により、現在は芦別工業団地に精密機械工場、上芦別には木材工場が立地しており、基本的にはその工業環境の維持を図ります。

芦別工業団地に立地する主要な企業においては、先端技術（小径ベアリング、バーコードスキャナー）を有する事業が展開しており、地域の産業振興を牽引しています。当工業地域は、住宅地と混在しているため、周辺住宅環境への影響に留意しながら良好な工業環境の維持・創出を図ります。

○ 白地地域の土地利用の方針

本市の白地地域は、本町地域の北側に位置する常磐町・福住町の農村地域、旭町、西芦別町・頼城町の石炭産業跡地の3ヶ所です。

常磐・福住地域は、優良な農地が広がる農業的土地利用を主体とした地域であり、今後とも良好な営農環境の維持保全に努めます。

旭地域は、宿泊施設や特別養護老人ホーム、病院等が立地しています。今後、国道452号の交通量や沿道土地利用の動向を踏まえ、周辺環境の保全等を図るため必要に応じて特定用途制限地域^{※1}等の指定を検討します。

西芦別・頼城地域は、平成4年の炭鉱閉山に伴い人口が減少している地域です。

本地域には、複数の工場及び北日本精密機械工業団地が立地していることから、周辺環境の保全等を図るため必要に応じて特定用途制限地域等を検討します。

※1 特定用途制限地域：用途地域外の限定された範囲で周辺環境に影響を与えかねない建物の建築を制限する地域

芦別市都市計画マスタープラン

土地利用の方針

西芦別・頼城地域

周辺環境の保全等を図るため特定用途制限地域等の指定を検討

コンパクトなまちづくり
低炭素型都市構造を目指す

多様な住宅ニーズの特性・
望む生活環境に留意しながら
住宅地を配置

公営住宅の集積とまちなか
居住の推進

本町地域

公共交通連絡拠点の利便性
を活かした、賑わう魅力ある
中心商業地環境の創出

地域の産業振興に寄与する
先端技術産業の良好な産業
環境の維持

周辺住宅地の環境に配慮した
良好な工業地環境の維持・
創出

道の駅周辺における、芦別の
魅力の発信拠点としての維持
整備

上芦別地域

医療・保健福祉のサービス
および教育・文化の拠点の
充実

旭地域

周辺環境の保全等を図る
ため特定用途制限地域等
の指定を検討

凡例

- 都市計画区域
- 用途地域
- 沿道サービス型
- 工業系土地利用
- 住居系土地利用
- 商業系土地利用
- 都市計画道路等
- JR

常磐・福住地域

営農環境の維持保全

0 0.5 1 1.5 2 2.5 km

野花南湖

第5節 交通施設整備の方針

- 市街地の骨格となる都市計画道路網の形成を図ります。
- 歩いて楽しい、歩いて健康になる道路空間づくりを進めます。
- 市民がそれぞれの地域で安心して住み続けられる、公共交通機関の充実を図ります。

○ 市街地の骨格となる都市計画道路網の形成

本市の都市計画道路は、23路線、延長約33,526m（専用自歩道の特殊街路含む）で、このうち国道分約10,700m、道道分約4,160m、市道分約18,666mとなっています。

このうち道路用地が計画決定どおり確保され、自動車交通に供用されている改良済区間の延長は、約30,816mで改良率91.9%となっています。

現在未開通の国道452号は、道央圏の空知と旭央圏の旭川空港を結ぶ臨空産業観光の基幹国道として、産業・経済の物流と地域間交流を促すとともに、北海道広域観光ルートとして大きな経済効果が期待できる重要な路線であることから、沿線の6市2町で構成する「一般国道452号建設促進期成会」により関係機関へ早期開通に向けた要請行動を継続して行います。

また、交通施設の整備は、効率性、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に機能した交通体系となるよう一体的に進めるほか、人口の減少などの社会情勢の変化に対応した交通体系となっているかについて「都市計画道路の見直しガイドライン」に基づき、長期末着手都市計画道路の見直しを検討します。

○ 歩いて楽しい、歩いて健康になる道路空間づくり

既存市街地内においては、土地区画整理事業による都市基盤整備により都市計画道路が整備されています。今後は、これらの道路空間について、交通機能の向上のみならず、“歩く”という視点を大切にした取り組みを進めます。

今後の道路空間整備においては、高齢者が安心して歩けるだけでなく、日常的に歩きたくなる、歩いて楽しい、歩いて健康になる空間を創出するため、国で推進している事業を基に良好な道路空間づくりを進めます。

特に市立病院と芦別駅を結ぶ線的ルートは、医療・福祉施設が集積しており、高齢者のみならず多くの市民が往来します。このため、誰もが安心して歩けるよう、無電柱化など道路空間のバリアフリー化を進めます。

また、安心して歩けるだけでなく、日常的に歩きたくなるよう街路樹や植樹柵の植栽など花と木によるうるおいのある良好な道路空間の創出に努めます。

○ 公共交通機関の維持・存続による市民の足の確保

公共交通機関の利用者は、人口の減少や自動車の普及により年々減少していますが、高齢者や学生などの通勤、通学、買い物、通院などの足として重要な役割を担っています。

道内の大手バス会社が市内4路線（上芦別線、頼城線、芦別温泉線、芦別旭川線）の運行業務から撤退し、市内の民間交通事業者が乗合いバス事業に新規参入し、路線を引き継ぐ形で運行を行っていますが、利用者数の減少による採算上の問題などから、他の都市間バスも運行本数が減るなど市民の足に大きな影響を与えています。

これらを踏まえ、今後は公共交通機関の利用率の向上や路線見直しが必要となり、コンパクトなまちづくりにおいても市民の足の確保は重要なものであることから、利用者のニーズに合わせた交通体系の構築が必要となります。



公共交通の拠点芦別駅前

〈 芦別をアピールする道路空間づくり 〉

国道38号や452号等の幹線道路沿道においては、芦別をアピールできるように沿道空間の整備を進めます。

具体的には、統一看板・サイン等の設置や花いっぱい運動による沿道への植栽により、芦別のイメージを伝える取り組みを行います。



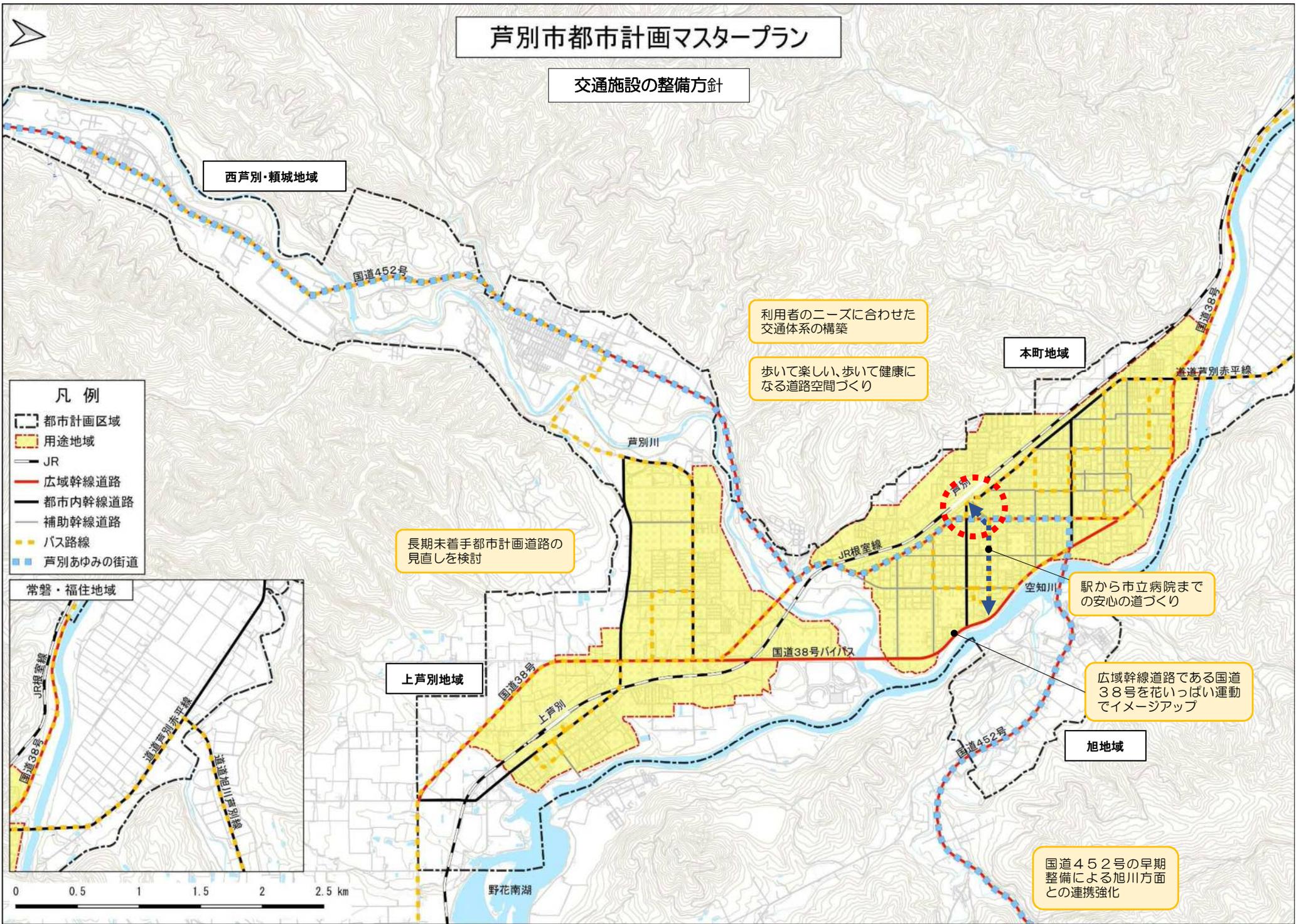
市民との協働による植栽



花いっぱい運動による沿道への植栽

芦別市都市計画マスタープラン

交通施設の整備方針



西芦別・頼城地域

国道452号

芦別川

本町地域

国道38号

道道芦別赤平線

空知川

長期未着手都市計画道路の見直しを検討

JR根室線

駅から市立病院までの安心の道づくり

国道38号バイパス

広域幹線道路である国道38号を花いっぱい運動でイメージアップ

上芦別地域

国道38号

上芦別

旭地域

国道452号

国道452号の早期整備による旭川方面との連携強化

- 凡例**
- 都市計画区域
 - 用途地域
 - JR
 - 広域幹線道路
 - 都市内幹線道路
 - 補助幹線道路
 - バス路線
 - 芦別あゆみの街道



野花南湖

第6節 水と緑の整備方針

- 人口減少と少子高齢化における住民ニーズに応じた公園の再整備を進めます。
- 豊かな自然とふれあう癒しの街並みづくりを進めます。
- つながり（ネットワーク）を大切にした緑空間（緑道）づくりを進めます。
- 地域の人々による豊かな緑空間の維持・管理・創出を目指します。

○ 人口減少と少子高齢化における住民ニーズに応じた公園の再整備

本市の都市計画公園は、令和4年4月現在で36カ所が計画決定され総面積は41.45haとなっています。また、計画決定されていない都市公園（旭ヶ丘公園、上芦別公園等）も整備されています。

このうち供用開始されているのは、34カ所で34.38haあり、計画決定されていない都市公園8カ所の29.63haを含めると、都市公園一人当たりの面積は50.9㎡/人（令和2年国勢調査人口ベース）となっています。

今後の公園整備では、少子高齢化やライフスタイルの変化などを背景に、市民のニーズに応え、多くの市民がそれぞれの目的で憩える公園づくりが求められていることから、「芦別市都市公園再整備計画」に基づき、地域性や利用者層に見合った施設の再整備を図ります。

公園管理については、巡回や定期点検により施設の安全確保に努めるとともに、利用の少ない公園については廃止するなど、効率的な維持管理によるコスト縮減に努めるほか、「芦別市公園施設長寿命化計画」に基づき、適切な修繕や長寿命化対策を進めます。

旭ヶ丘公園は、昭和43年に開道100年記念事業として造成され、平成5年から平成7年にかけて芦別市開基100年事業として管理棟、作業棟、きらきらハウス、サル山、トイレなどの再整備を行っており、エゾエンゴサクをはじめとする自然と動物に触れ合える本市を代表する公園です。

また、桜の名所として知られる憩いの場でもあり、四季折々の花木が楽しめる観光スポットでもあります。再整備前の老朽化した古い施設も多く改修が必要であるため、公園施設の適切な修繕や計画的な長寿命化対策を進めます。

また、まちなか居住を推進するなかで、郊外地域で周辺に住宅もなく利用者もいない公園及び長期末着手公園については、廃止も視野に見直しを行います。



桜の名所として知られる旭ヶ丘公園

○ 豊かな自然とふれあう癒しの街並みづくり

本市は、市域の9割が森林であり、豊かな自然環境に囲まれた都市であり、三段滝、夫婦滝や嵯山、上金剛山など多くの魅力的な自然資源を有しています。

また、市街地に整備された都市計画道路の植樹樹には、イチヨウのほか、カタスギ、ナナカマドなどが植栽され、緑豊かな街並みは、潤いのある良好な生活環境の創出、生物多様性の確保、防災性の向上など多様な機能により、市民にとって人々が集い自然と触れ合うことのできる癒しの街並みとなっています。

今後は、植栽してから長年経過した樹木の太木化や老朽化による倒木の危険性があることから、適正な維持管理にあわせ樹木の更新（植替え）を進めます。

また、花いっぱい運動として、主要道路や公共施設などには市民との協働により花を植栽し、本市を訪れる人々に対して、豊かな自然環境をアピールするだけでなく、日常生活に豊かさを与える重要な役割を果たしていることから、本市の自然の豊かさを実感できる癒しの街並みづくりを進めます。

○ つながり（ネットワーク）を大切にした緑空間（緑道）づくり

緑豊かな公園や散策路は、心と体を癒し、ゆとりや安らぎを与えます。健康志向が高まるなか、自然とふれあい楽しみながら歩ける散策路などの施設の充実を図るとともに、花と緑を積極的に活用した緑空間（緑道）づくりを進めます。

特に豊かな自然に恵まれた地域資源である上金剛山は、展望台や管理用道路が整備され、市内を一望できる景観スポットとして注目を浴びています。今後は、市民や観光客の「自然探索」、「日常的散策」として自然資源・公園を結ぶルートの充実を図ります。

また、このようなルート形成については、夏の散策ルートという視点にとどまらず、歩くスキーコース等も考慮した、一年を通して楽しめるルートの設定もあわせて検討します。



市内を一望できる上金剛山展望台

○ 地域の人々による豊かな緑空間を維持・管理・創出する仕組みづくり

豊かな緑空間の創出は、それ自体が大切なことですが、このような取り組みを通して本市の自然に対する意識の啓発、知識の向上が図られることも大切なことです。

少子高齢化によって、緑化活動に参加する市民が減少傾向にあることから、新たな人材確保のため、活動の情報を発信しながら参加を促すとともに、市民や団体等が自主的に緑化活動を行えるよう環境美化里親制度を推進し、市民との協働による仕組みづくりに努めます。

芦別市都市計画マスタープラン

水と緑の整備方針

西芦別・頼城地域

国道452号

公園施設長寿命化計画による適切な修繕、長寿命化対策の実施

市民が自主的に緑化活動を行えるよう、環境美化里親制度を推進

都市計画道路の緑豊かな街並みの適正な維持管理

本町地域

道道芦別赤平線

地域性や利用者層に見合う公園施設の再整備

人口減少による利用者の少ない公園の見直しを検討

花と緑を活用した緑空間づくり

上芦別地域

国道38号

国道38号バイパス

なまこ山総合運動公園

旭ヶ丘公園

旭地域

公園施設の適切な修繕

上芦別公園

上金剛山

旭野生活環境保全林

花いっぱい運動の展開による沿道緑化、花による彩りの創出

夏の散策ルート、冬の歩くスキーコースの充実

自然資源、公園を結ぶルートの充実を図る

凡例

- 都市計画区域
- 用途地域
- 公園緑地
- 都市計画道路等
- JR

常磐・福住地域



0 0.5 1 1.5 2 2.5 km

第7節 その他の都市施設等の整備方針

- 下水道
- ごみ処理施設
- 卸売市場

○ 下水道

本市の下水道は、昭和55年より石狩川流域下水道関連公共下水道として建設事業に着手後、平成4年から一部を供用開始し、汚水の収集・処理、雨水の除排、生活環境の向上改善、公共水域の保全等を担う重要な役割を果たしています。

令和3年度末現在、事業認可面積は760.1haで、処理面積は744.5ha、普及率は88.4%となっています。

公共下水道は、平成22年度末で事業認可区域内の整備率が97.9%となり、事業区域内の居住地域の整備が完了したことから、平成23年度より整備を休止しています。

今後は、供用開始区域内における水洗化の促進及び下水道施設の効率的な維持管理と長寿命化を図るための計画的な更新事業を進めます。

また、事業認可区域内の整備は、必要に応じて整備を開始するほか、公共下水道計画区域外の汚水処理についても普及率の向上を図るため、合併処理浄化槽の設置を推進し、快適な潤いのある住環境づくりを進めます。

○ ごみ処理施設

本市のごみ処理は、平成16年4月から、生ごみ、一般ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、紙パック、古紙類）の4分別10種類に分別し、ごみ処理手数料の全面的な有料化の実施により、ごみの減量化とリサイクルを推進しています。

一般ごみ、粗大ごみについては、都市計画区域外にある「ごみ処理センター」（一般廃棄物最終処分場：埋立面積33,600㎡、埋立容量381,900㎥）にて埋立処分を実施しており、ごみ処理手数料の全面的な有料化の実施により、ごみの埋立量が大幅に減少し施設の延命化が図られています。

生ごみについては、中空知衛生施設組合（滝川市、赤平市、芦別市、新十津川町、雨竜町の3市2町で構成）を組織し、滝川市に設置・運営する「リサイクリン」で広域で行い、発生するメタンを発酵させたバイオガス発電などに利用しながら処理を行っています。

資源ごみについては、「資源ごみ保管施設」に搬入して選別、圧縮、梱包などの中間処理作業を行い、再商品化業者への引渡し、買取業者への売却により、再資源化を推進しています。

○ 卸売市場

本市の卸売市場は、昭和43年に区域決定されましたが、流通地域の縮小や炭鉱閉山等による消費人口の減少により、昭和55年及び平成8年に区域を縮小し、現在の面積は、1.42haとなっています。

卸売市場を取りまく環境は、市内人口の減少、小売り商店の廃業や消費の低迷などにより厳しい状況が続いていることから、今後、市場の見通しや敷地の必要規模を考慮しながら面積の見直しを検討し、有効な土地利用を図っていきます。

第8節 都市防災に関する基本方針

- 防災対策の充実に努めます。
- 物資を備蓄します。
- 公共施設の耐震化を進めます。
- 災害の可能性のある地区は市街化を抑制します。

○ 防災対策の充実

本市は、災害の少ない地域です。しかし、近年の多様化・大規模化する各種災害に対して迅速に、的確に対応できる災害に強いまちづくりを推進することが求められています。

特に、東日本大震災や地球温暖化に伴う豪雨被害を受け、全国的に防災体制の強化や防災対策の見直しが進められています。

このため、「芦別市地域防災計画」を地域の実情を踏まえた実効性のある防災対策の確立のため必要に応じて見直しを行います。

また、災害による被害の軽減を図るためには、正しい知識と行動力が不可欠であることから、実践的な防災訓練と防災講座を実施し、防災知識の普及・啓発を図ります。

○ 物資の備蓄

避難所における生活必需品や防災資機材等の物資の備蓄については、総合福祉センターや各避難所、道の駅や市総合庁舎等へ計画的な整備を進めます。

○ 公共施設の耐震化

公共施設の耐震化は、優先的に実施してきた学校施設をはじめ、市民の避難場所となる総合福祉センターや市民会館・青年センターなどは耐震改修を実施していますが、災害発生時に対策の拠点となる市総合庁舎は旧耐震基準で建てられた施設であることから耐震化の対策が必要となっています。このことから築後50年を経過し老朽化した市総合庁舎は建替えを基本とし、防災機能が充実した施設として整備を進めます。

○ 災害の可能性のある地区の市街化抑制

土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害の可能性のある地区については、市街化を抑制し、居住地に影響を及ぼさないよう、災害危険個所の対策を推進するほか、居住地との緩衝地帯として緑化を整備し、景観と住環境の向上を図ります。

芦別市都市計画マスタープラン

都市防災に関する方針

西芦別・頼城地域

実践的な防災訓練と防災知識の普及・啓発

本町地域

災害の可能性のある区域の市街化を抑制

防災拠点となる市総合庁舎の整備

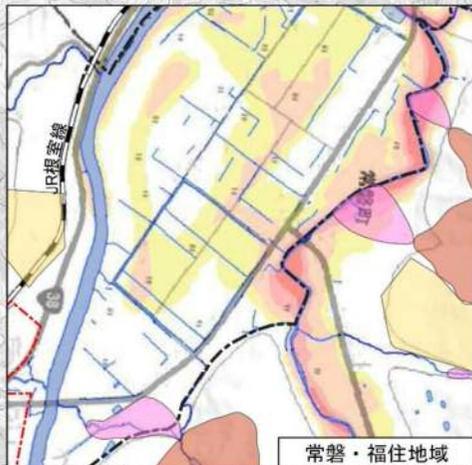
物資の備蓄を計画的に整備

旭地域

上芦別地域

常磐・福住地域

凡例	
	都市計画区域
	用途地域
	JR
	土砂災害警戒区域
	土石流危険渓流
	土石流危険区域
	急傾斜地崩壊危険箇所
	地すべり危険箇所
	浸水深 0.5m未満
	0.5m～3.0m未満
	3.0m～5.0m未満
	5.0m以上



第2章 地域別構想

【本町・旭・常磐地域】

○ 地域の概要

- ・本町、旭、常磐地域の人口は、昭和60年以降減少に転じて現在8,712人（令和2年国調）です。
- ・本地域は、商業、飲食機能、JR芦別駅、公共施設が集積している本市の中心市街地で地域住民のみならず、上芦別地域、西芦別・頼城地域の市民も訪れる本町地域と、観光客が訪れる旭地域、芦別発祥の地として優良な農地が広がる常磐地域に分かれています。
- ・道路網については、本地域の幹線道路は全て整備済みとなっています。
- ・JR芦別駅の東側は、土地区画整理事業によりほとんどの区域が整備され身近な都市公園についてもほぼ充足しており、周辺には空知管内で唯一のサル山があり、小動物とふれあうことができる特色のある旭ヶ丘公園が立地しています。

○ 将来像 【歩いて楽しめる集いとふれあいの中心地域づくり】

- ・本町地域は、本市の中心となる市街地として、多くの生活利便施設が集積しているのみならず、道の駅も立地する地域です。
- ・旭地域は、観光施設や病院、特別養護老人ホームが立地する地域です。
- ・常磐地域は、優良な農地が広がる田園地域です。
- ・市民はもちろん、観光客のためにも魅力ある拠点づくりを進めるとともに、現存する都市機能や生活利便性施設の維持・集約を行い、生活の質の向上と安全安心のまちづくりを目指して、だれもが“歩いて楽しめる集いとふれあいの中心地域づくり”を進めます。

○ 整備目標

分類	整備目標
土地利用	<ul style="list-style-type: none">・JR芦別駅周辺、道の駅周辺、市立病院周辺など「地域の魅力を高める拠点づくり」を進めます。・農村地域における「良好な営農環境の維持保全」を進めます。
交通施設	<ul style="list-style-type: none">・駅から市立病院までの道路については、沿線の公共施設の利用者の通行が多いことから、「冬でも人や車が安全安心に通行できる道路環境づくり」を進めます。
水と緑	<ul style="list-style-type: none">・街路樹の整備や散策路づくりなどにより、「緑に囲まれたまちづくり」を進めます。
地域らしさ	<ul style="list-style-type: none">・星の降る里大橋周辺の景観規制など、「星の降る里のイメージを高めるまちづくり」を進めます。

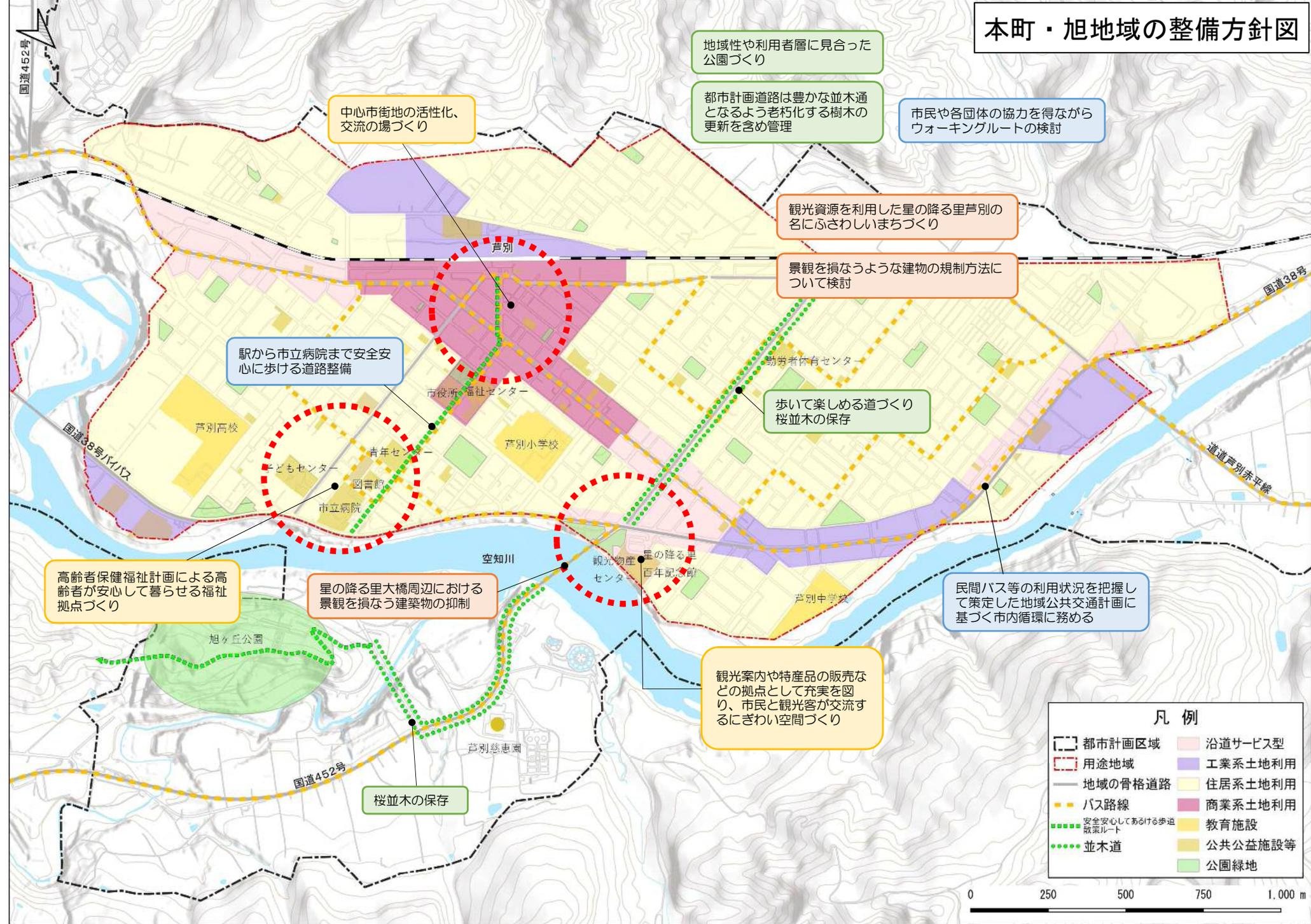
本町・旭・常磐地域の整備方針

〈 将来像 〉

歩いて楽しめる集いとふれあいの中心地域づくり

分類	まちづくりの整備方針
土地利用	<p>〈 整備目標 〉 地域の魅力を高める拠点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 芦別駅周辺は、交通結節拠点の機能を活かし、中心市街地の活性化、交流の場づくりを進めます。 ・ 高齢者保健福祉計画による高齢者に係るさまざまな施策の検討により、高齢者が安心して暮らせる福祉拠点づくりを進めます。 ・ 道の駅（周辺）について、観光案内や特産品の販売などの拠点としての充実を図り、観光客が利用しやすい、魅力を感じる場づくり、市民と観光客が交流する新たなにぎわい空間づくりを進めます。
交通施設	<p>〈 整備目標 〉 冬でも人や車が安全安心に通行できる道路環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅から市立病院までの道路は、無電柱によるバリアフリー化により安心安全に歩ける道路整備を進めます。 ・ 将来の需要を勘案し、市民や各団体の協力を得ながら、ウォーキングルートの検討を進めます。 ・ 公共交通機関による利便性の向上を図るため、民間バス利用者の状況を把握して策定した「地域公共交通計画」に基づく市内循環に努めます。
水と緑	<p>〈 整備目標 〉 緑に囲まれたまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、公園の適切な維持管理を行い、地域性や利用者層に見合った公園づくりを進めます。 ・ 北大通は、本市のシンボルとなる通りを目指して桜植樹事業を展開し、星の降る里大橋付近の桜並木と連続性をもたせたことから、歩いて楽しめる道路づくりを進めます。 ・ 都市計画道路は、特色ある豊かな並木通となるよう老朽化する樹木の更新を含め、植樹、維持管理に努めます。
地域らしさ	<p>〈 整備目標 〉 星の降る里のイメージを高めるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の観光資源でもある「星」・「星空」について、関係者と連携し、星の降る里芦別の名にふさわしいまちづくりを進めます。 ・ 星の降る里大橋周辺においては、景観に配慮したまちづくりを進めます。 ・ 景観を損なうような建物の規制方法について検討していきます。

本町・旭地域の整備方針図



中心市街地の活性化、
交流の場づくり

地域性や利用者層に見合った
公園づくり

都市計画道路は豊かな並木通
となるよう老朽化する樹木の
更新を含め管理

市民や各団体の協力を得ながら
ウォーキングルートの検討

観光資源を利用した星の降る里芦別の
名にふさわしいまちづくり

景観を損なうような建物の規制方法に
ついて検討

駅から市立病院まで安全安心に
歩ける道路整備

歩いて楽しめる道づくり
桜並木の保存

高齢者保健福祉計画による高齢者が
安心して暮らせる福祉
拠点づくり

星の降る里大橋周辺における
景観を損なう建築物の抑制

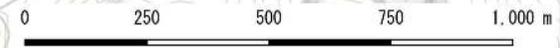
民間バス等の利用状況を把握して
策定した地域公共交通計画に
基づく市内循環に努める

観光案内や特産品の販売などの
拠点として充実を図り、市民と観光客が
交流するにぎわい空間づくり

桜並木の保存

凡例

都市計画区域	沿道サービス型
用途地域	工業系土地利用
地域の骨格道路	住居系土地利用
バス路線	商業系土地利用
安全安心に歩ける歩道 散策ルート	教育施設
並木道	公共公益施設等
	公園緑地



【 上芦別地域 】

○ 地域の概要

- ・上芦別地域の人口は、昭和 55 年以降、緩やかに減少しており、現在 2,830 人（令和 2 年国調）です。
- ・国道 38 号によりふたつの市街地に分かれています。
- ・国道 38 号西側は、北日本精機などの地域産業を牽引する工業施設群が立地し、工業系用途地域と住居系用途地域が入り組んで指定されています。
- ・国道 38 号東側は、地場産業の木材工場があり、店舗や住宅のほか、上芦別公園や上金剛山、なまこ山総合運動公園があり、市民のスポーツ・レクリエーションの拠点となっています。

○ 将来像 【地域産業の振興と働きやすい地域づくり】

- ・本地域には、広場や湖などの豊かな自然環境が保たれ、キャンプやカヌーなどの自然を体感することのできる上芦別公園があります。
- ・本地域の産業は、周辺環境に配慮しながら良好な産業環境を維持していることから“地域産業の振興と働きやすい地域づくり”を進めます。

○ 整備目標

分類	整備目標
土地利用	・本地域には、遊休建築物や未利用地があります。これらの場所などについて、「長期的視点から見た土地利用の再編」を進めます。
交通施設	・本地域の市街地やスポーツ・レクリエーションの拠点をはじめ、他地域への移動がスムーズにアクセスできる「交通ネットワークづくり」を進めます。
水と緑	・本地域のシンボルである上芦別公園を中心に、「水（上芦別公園）と山（上金剛山）にいだかれたうるおいのあるまちづくり」を進めます。
地域らしさ	・自然環境の良さや災害の少なさなどをアピールし、企業誘致活動に努めながら「地域産業が充実するまちづくり」を進めます。

上芦別地域の整備方針

〈 将来像 〉

地域産業の振興と働きやすい地域づくり

分類	まちづくりの整備方針
土地利用	<p>〈 整備目標 〉 長期的視点から見た土地利用の再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画による高齢者に係るさまざまな施策の検討により、安心して暮らせるまちづくりを進めます。 ・遊休建築物がある土地や未利用地については、その利活用方法について検討を進めます。 ・なまこ山周辺は、将来とも住宅地としては位置付けないことから、用途地域も工業系とします。
交通施設	<p>〈 整備目標 〉 交通ネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後増える傾向にある高齢者の移動手段確保するため、芦別市地域公共交通会議でバスの利用促進と利便性向上の検討を進めます。
水と緑	<p>〈 整備目標 〉 水（上芦別公園）と山（上金剛山）にいだかれた うるおいのあるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな公園は、心と体を癒し、ゆとりと安らぎを与えることから、今後も適正な維持管理に努め、利用者が安全に利用できる環境を維持していきます。
地域らしさ	<p>〈 整備目標 〉 地域産業が充実するまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の良さや災害の少なさなどをアピールしながら、幅広い分野への企業誘致活動を進めます。 ・従業員住宅を取得する企業を支援するほか、住環境の向上による人材の確保と市内への移住・定住に結び付ける取り組みを進めます。

上芦別地域の整備方針図

- 凡例**
- 都市計画区域
 - 用途地域
 - 地域の骨格道路
 - バス路線
 - 安全安心してあるける歩道散策ルート
 - 並木道
 - 沿道サービス型
 - 工業系土地利用
 - 住居系土地利用
 - 商業系土地利用
 - 教育施設
 - 公共公益施設等
 - 公園緑地

高齢者保健福祉計画による高齢者が安心して暮らせるまちづくり

遊休建築物、未利用地の活用方法についての検討

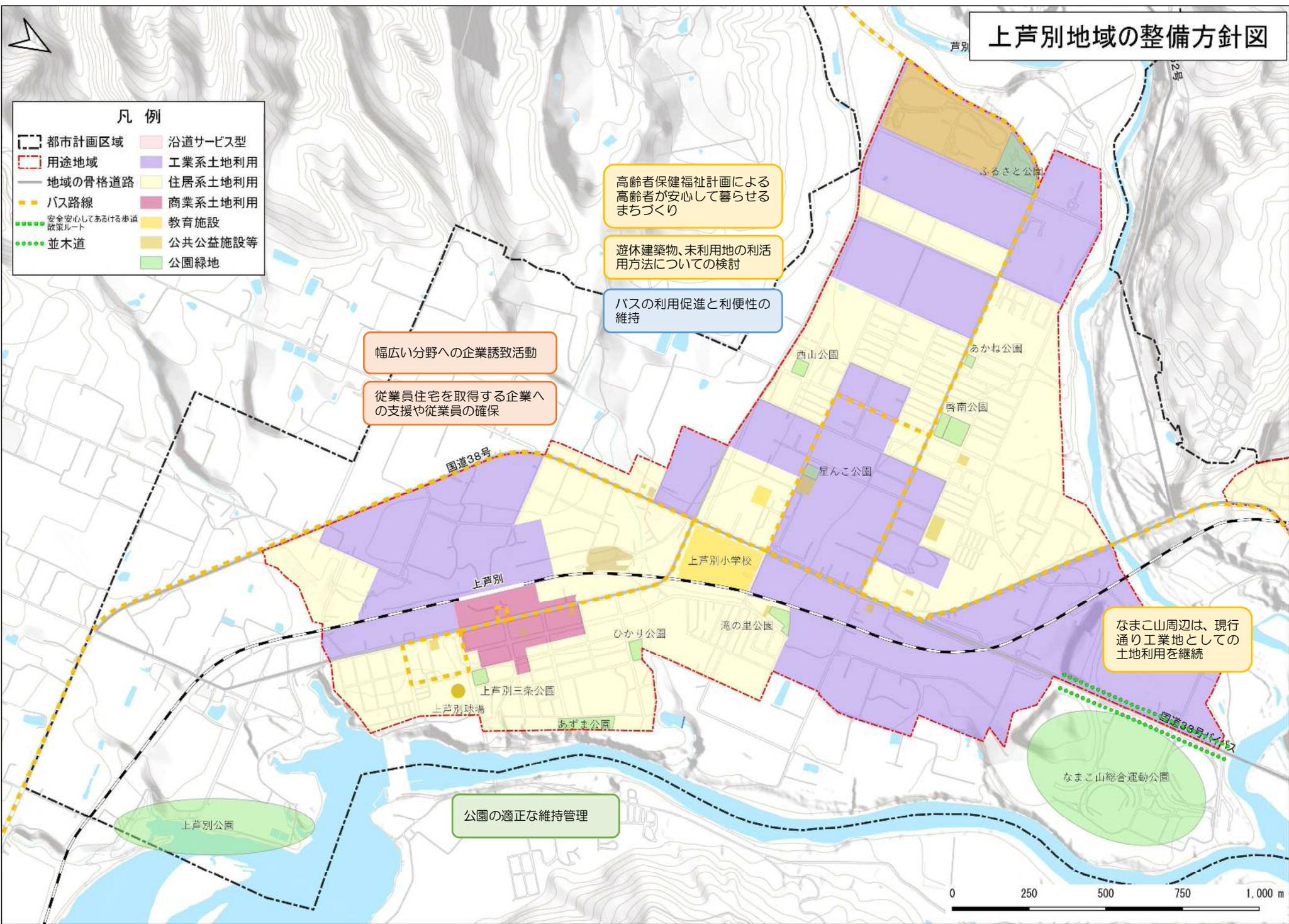
バスの利用促進と利便性の維持

幅広い分野への企業誘致活動

従業員住宅を取得する企業への支援や従業員の確保

なまこ山周辺は、現行通り工業地としての土地利用を継続

公園の適正な維持管理



【西芦別・頼城地域】

○ 地域の概要

- ・西芦別・頼城地域は、以前は炭鉱で栄えた市街地でしたが、人口減少が続いており、現在390人（令和2年国調）となっています。
- ・北日本精機(株)所有の北日本精密機械工業団地がありますが、自社工場や関連企業の立地は進んでいないところです。
- ・国指定の登録有形文化財である「旧三井芦別鉄道炭山川橋梁」と「旧頼城小学校（星槎大学）校舎及び体育館」があり、文化庁から日本遺産に認定された「炭鉄港」の構成文化財でもあります。

○ 将来像 【歴史を大切にしたい安らぎあふれる地域づくり】

- ・本地域は、古くからの炭鉱の名残を多く残した地域であること、豊かな自然に恵まれた地域であることから、“歴史を大切にしたい安らぎあふれる地域づくり”を進めます。

○ 整備目標

分類	整備目標
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域は人口減少が続いていることから、現居住者の生活環境を維持しつつ、「本町地域への移住促進と団地の集約化」を進めます。
交通施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や訪れた人が安全に通行できるよう適切な維持管理を行い、「安全安心でわかりやすい交通ネットワークづくり」を進めます。 ・今後増える傾向にある高齢者の移動手段を確保するため、本町地域を結ぶ公共交通の確保を図ります。
水と緑	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の公園の活用方策等を検討しながら、「住民ニーズに応じた公園の整備、改善」を進めます。
地域らしさ	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と行政が協働して、本地域の自然・歴史・文化資源を保存・活用する検討を積み重ねて、「歴史・文化を学ぶ環境づくり」を進めます。

西芦別・頼城地域の整備方針

〈 将来像 〉

歴史を大切にしながら安らぎあふれる地域づくり

分類	まちづくりの整備方針
土地利用	<p>〈 整備目標 〉 本町地域への移住促進と団地の集約化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町地域への移住促進と団地の集約化を進めます。 ・現入居者の居住環境を維持しつつ、入居者がなくなった団地については用途を廃止し、解体・除却を進めます。
交通施設	<p>〈 整備目標 〉 安全安心でわかりやすい交通ネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や訪れた人が安全に通行できるよう適切な維持管理を行います。 ・芦別市地域公共交通会議でバスの利用促進と利便性向上の検討を進めます。 ・一般社団法人芦別観光協会との連携により、観光案内板の充実などわかりやすいまちづくりを進めます。
水と緑	<p>〈 整備目標 〉 住民ニーズに応じた公園の整備、改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の利用実態に応じた公園の活用に向けた整備・改善を進めます。
地域らしさ	<p>〈 整備目標 〉 歴史・文化を学ぶ環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炭鉱遺産については、所有者や関係者と保存・活用について検討します。 ・地域における文化財は、まちの歴史や文化を正しく理解する上で欠かせない財産であることから、文化資源の保護と保全に努めながら、活用するまちづくりを進めます。

西芦別・頼城地域の整備方針図



凡例

都市計画区域	沿道サービス型
用途地域	工業系土地利用
地域の骨格道路	住居系土地利用
バス路線	商業系土地利用
安全安心してあるける歩道 散策ルート	教育施設
並木道	公共公益施設等
	公園緑地

第3章 計画の実現に向けて

第1節 計画の実現に向けての仕組みづくり

- これからのまちづくりは、市民と行政の協働により進めていきます。
- まちづくりの各段階で、適切な情報公開と参加の機会を設けます。
- 市民主体のまちづくりを積極的に支援します。
- 庁内の横断的な体制をつくります。
- 関係機関や周辺自治体との協力体制をつくります。

○ 市民と行政の協働によるまちづくり

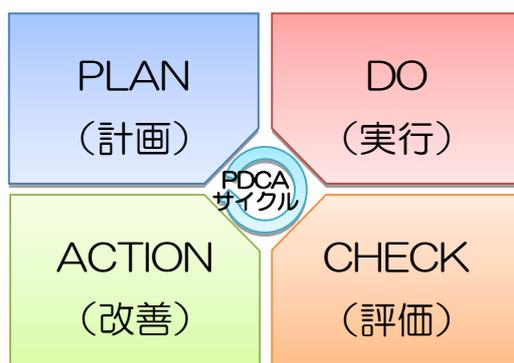
計画を実現させるためには、市民、事業者、行政など多様な主体による協働が不可欠です。自助・共助・公助への相互理解を深めながら実践し、地域力を高めていくことが重要となります。

今後のまちづくりは、市民と行政がともに考え、ともに行動する、協働のまちづくりを進めていくことを基本とします。

○ 適切な情報公開と参加の機会

都市計画を推進する際には、パブリックコメントや住民説明会など、市民に計画の必要性や方針を説明し理解と了承を得ることが必要となります。これまでは、市のホームページや広報等で計画の方針や説明会の日程など情報を公開してきましたが、今後は、さらに多くの市民に情報が届くように、SNSなどの活用を検討します。

また、地域の意見や市民参加を通じて立案されたまちづくりに関する計画やルールは、PDCAサイクルの運用により適切に進めていきます。Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）各々の段階で市民参加の機会を確保するほか、都市計画審議会等の外部組織による評価を行います。



○ 市民主体のまちづくりの応援

市内には、まちづくりに係る活動をする団体が数多くあります。このような市民活動を応援し、広くまちづくりに展開していくことが望まれます。

今後このような市民主体のまちづくりについて支援策を検討していきます。

○ 市内の横断的体制

市民や関心のある方が参加しやすい仕組みをつくっていくためには、担当部署だけではなく、市内が共通の問題意識を持ち、解決に向けた話し合いにより、まちづくりを進める必要があります。

① まちづくり検討委員会

まちづくりの各段階、あるいはテーマによって会議の内容や方法、メンバー、名称は異なりますが、市民に開かれた参加の場づくりを検討します。

② 市内検討委員会

同様に、市内で検討していく体制を整えます。

③ 事務局

都市計画マスタープランの実現にあたっては、基本的に都市建設課が担当しますが、まちづくりのテーマによってはよりふさわしい部局（または共管）が担当します。

④ 市内合意形成

まちづくり施策の実行について、市内の合意形成、意思統一を図ります。

⑤ 都市計画審議会

都市計画法にもとづく都市計画の決定または変更については、都市計画審議会に諮ります。

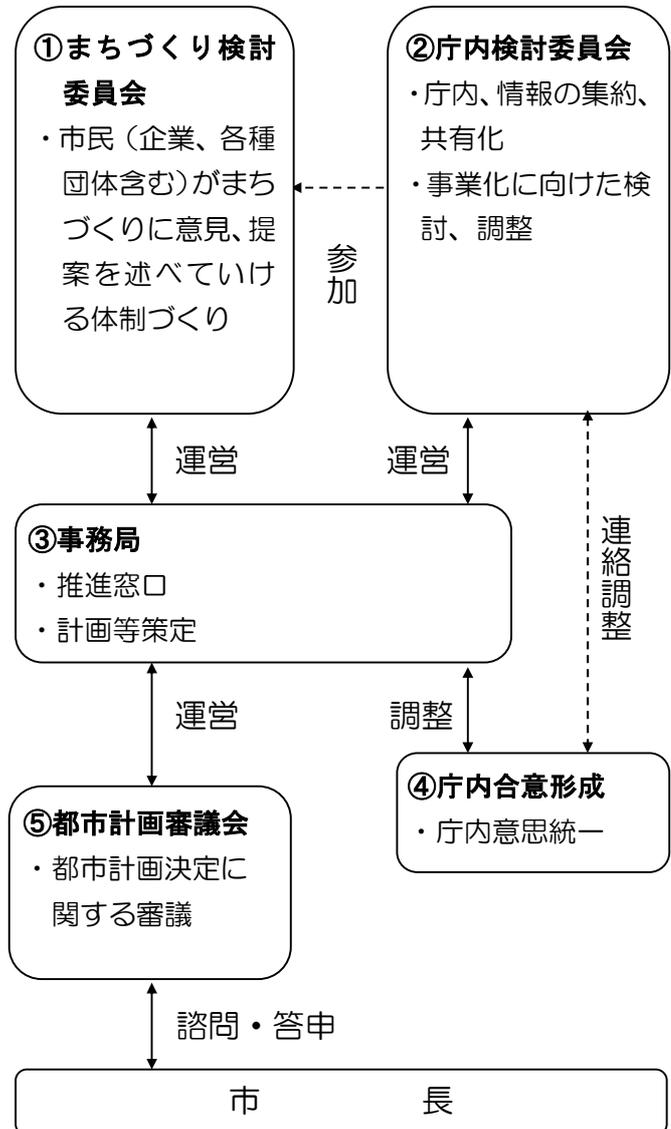


図 協働のまちづくり体制

○ 関係機関等との協力体制

まちづくりの実現にあたっては、関係機関や周辺自治体との協力体制が欠かせないことから、国、北海道などの関係機関との調整・協力体制づくりを進め、円滑な事業の実施を図ります。

また、空知圏などの広域圏に位置するまちとして、周辺自治体との連携、協力体制づくりを進めます。

第2節 計画の実現に向けての取り組み方針

- 市民と行政が一体となってコンパクトなまちづくりを進めていきます。
- 既存ストックを有効活用したまちづくりを進めていきます。

○ コンパクトなまちづくり

本市は、道路、公園、下水道、公共施設等の都市機能を計画的に建設してきたことから、中心市街地には、公共施設、医療機関、商店等の生活利便施設が立地し、その周辺には、住宅街が形成されています。

さらには、市街地周辺には工業用地があり、郊外には優良な農用地が配置され、各々結ぶ道路が整備されており、一定程度都市機能が満たされたまちが形成されていますが、今後さらにコンパクトなまちづくりを進めます。

○ 既存ストックを有効活用したまちづくり

今後は、現存する都市機能や生活利便施設を維持し、空き地、空き家、空き店舗など既存ストックを有効活用したまちづくりを進めます。

また、人口減少、少子高齢化がさらに進むことが想定されることから、中心市街地への居住誘導や利用者のニーズに合わせた交通体系の構築を図るほか、既存の都市機能施設についても、適切な維持管理を行うとともに、市街地外への立地を抑制し生活の利便性の向上を目指します。

〈 計画の実現に向けて 〉

本計画の今回の見直しにおいて最も重要なポイントは、人口減少社会に対応したコンパクトで住みやすい持続可能な都市構造を構築することと、まちづくり拠点の維持・活性化です。

これらの具体的な推進にあたっては、「芦別市立地適正化計画」「芦別市地域公共交通計画」等の計画の推進をもって取り組んでいくものとします。

また、上記の関連計画の推進以外にも、都市計画法においては、まちづくりに関する都市計画の提案制度が定められています。これは、住民等の自主的なまちづくりの推進や民間等による都市再生の推進を図るため、土地所有者、まちづくりNPO、民間事業者等が一定条件を満たしたうえで、地方公共団体に都市計画の提案ができるというものです。

今後も、市民への制度の普及活動を進め、提案に対する検討を行い、必要な手続きを経たうえで本市の都市計画への反映を行っていきます。さらには、民間事業者が実施する都市再生や都市施設の建設等に活用できる国が行う支援措置等について、積極的な情報提供に努めます。

1 SDGsとの関連性

本計画におけるSDGsとの位置付けについては、第6次芦別市総合計画の分野別計画「生活・環境」の「都市計画の推進」で整理されており、SDGsに関連するゴールは「9.産業と技術革新の基盤を作ろう」、「11.住み続けられるまちづくりを」となっています。

本計画とSDGsとの関連性については、以下のとおりです。

施策	関連する主な事務事業	SDGs関連ゴール	SDGsターゲット
都市計画の推進	都市計画管理業務	 	9 (1) 11 (1, 3)

2 計画策定の経過

(1) 庁内検討委員会

年・月・日	内容
令和4年 3月 4日	<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定について 本市の現状と市民アンケートの結果について 計画策定のスケジュールについて
9月28日	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランの見直しについて
令和5年 1月24日	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープラン（案）について

(2) 市民検討委員会

年・月・日	内容
令和4年 3月28日	<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定について 本市の現状と市民アンケートの結果について 計画策定のスケジュールについて
9月29日	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランの見直しについて
令和5年 1月25日	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープラン（案）について

(3) 市民参加

年・月・日	内容
令和3年10月 1日 ～10月15日	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート調査を実施（1,300人に配布）
令和4年12月28日 ～令和5年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントで市民から意見公募を実施

(4) 市議会（社会産業常任委員会）

年・月・日	内 容
令和4年10月24日	・都市計画マスタープランの見直しについて
令和5年 1月27日	・都市計画マスタープラン（案）について

(5) 都市計画審議会

年・月・日	内 容
令和4年10月25日	・都市計画マスタープランの見直しについて
令和5年 2月 3日	・都市計画マスタープラン（案）について諮問・答申

(6) 関係機関協議

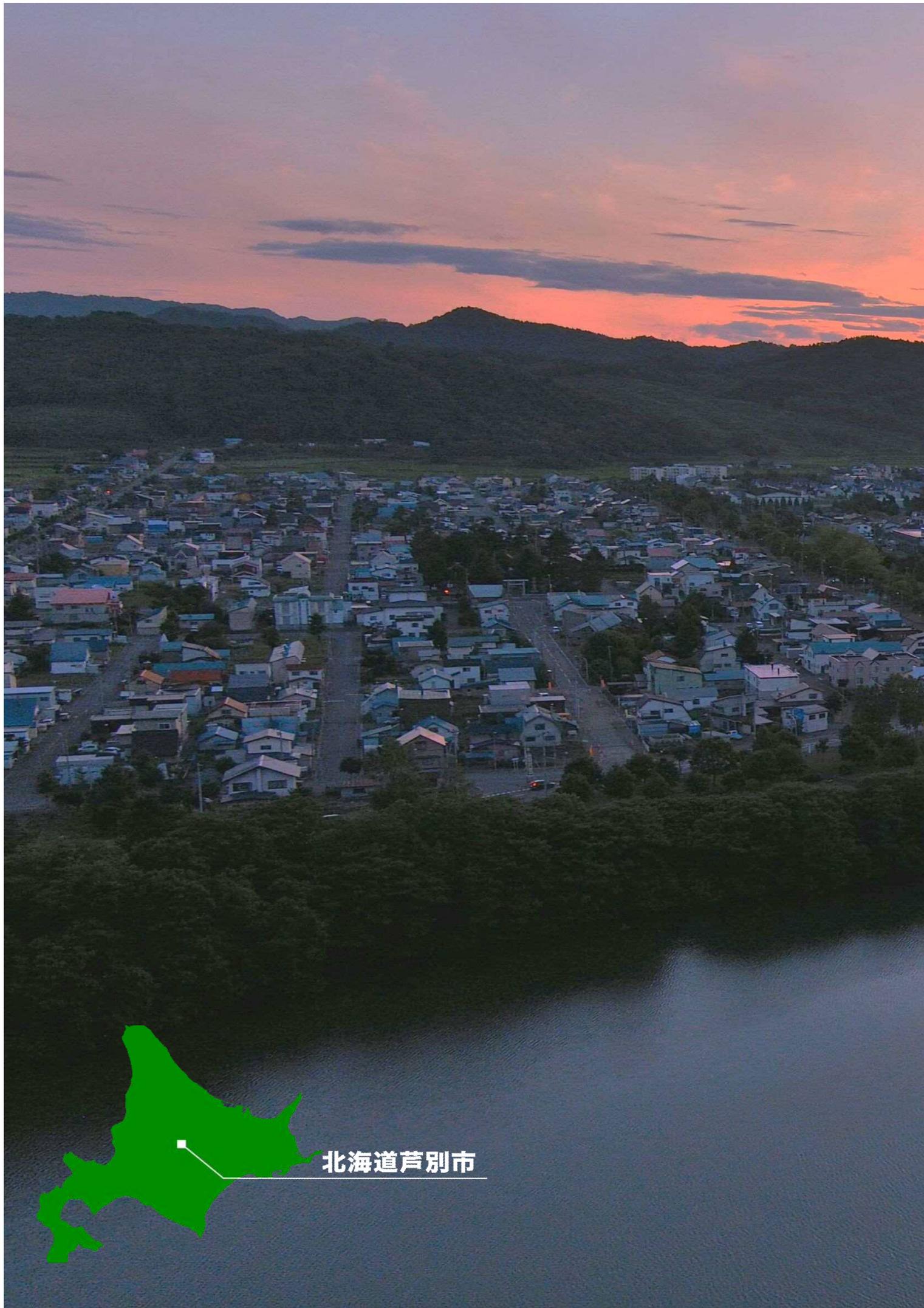
年・月・日	内 容
令和4年11月15日	・北海道と都市計画マスタープラン（素案）について協議



芦別市都市計画マスタープラン

(令和5年 月)

〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地
T E L 0124-27-7380
F A X 0124-22-9696
編 集 経済建設部 都市建設課



北海道芦別市